

長崎県美しい景観形成計画

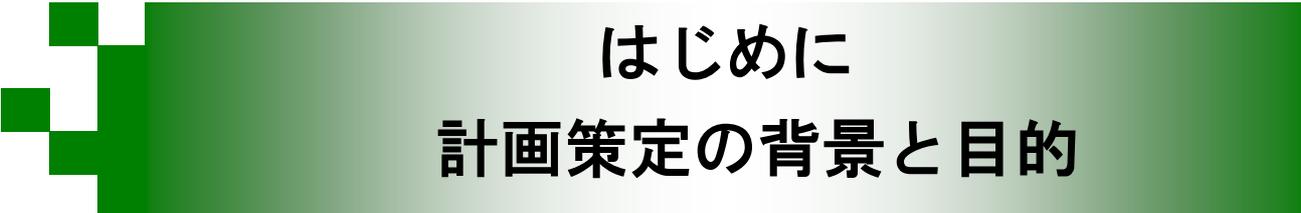
「美しい長崎・景観宣言」

平成 23 年 4 月

長崎県

目 次

はじめに	計画策定の背景と目的	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の目的	3
3	計画の構成	3
第Ⅰ部	美しい景観形成計画に係る基本的な事項	5
第1章	景観の現状と課題	6
1	景観特性	7
2	これまでの取組と課題	11
3	景観に対する県民の意識	13
4	良好な景観形成に向けての課題	16
第2章	基本方針	17
1	良好な景観形成の基本目標	18
2	各主体の役割	21
3	県の役割	22
4	良好な景観形成の基本方針	23
第3章	景観施策	25
1	基本施策	26
2	重点施策	29
第Ⅱ部	景観法を活用した規制・誘導方策（景観計画）	30
1	景観法の規定が適用される「景観計画区域」	31
2	良好な景観の形成に関する方針	31
3	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	31
4	景観重要建造物の指定の方針	34
5	景観重要樹木の指定の方針	34
資料編		36
資料1	長崎県における景観施策の取組について	37
資料2	県民アンケート調査結果の概要について	41
資料3	市町アンケート結果からの課題について	56



はじめに

計画策定の背景と目的

1	計画策定の背景	2
2	計画の目的	3
3	計画の構成	3

1 計画策定の背景

長崎県は、日本本土の西端に位置し、平坦地が少なく、県土の大部分を比較的低い山や丘陵地が占め、また県土面積の約1/2が「しま」といった地形を形成しています。

県内の市・郡は全て海に面しており、多くの半島、岬、入り江からなる複雑な海岸線は全国2位の長さを誇り、独特の自然景観を創り出しています。

歴史的には、古くから大陸との交易の窓口であった五島、壱岐、対馬をはじめ、日本で最初に西洋文化に触れた平戸、江戸時代国内唯一の外国との交易港であった長崎などのほか、日本におけるキリシタンの歴史と関わりの深い地域も多く、他の土地では見られない異国との交流、あるいは造船、石炭など日本の近代化に貢献した産業の歴史が、長崎独自の風土景観を創り出しています。

また、農業では平地が少ないため、棚田がいたるところに作られ、一方、水産業や造船業が栄えたことで、海岸線には独特な文化的景観を創り出しています。

このように長崎県は、長い年月を重ね他の地域には類を見ない独特の景観を創り出してきましたが、近年の経済活動や産業構造の変化などにより、その独特の景観は徐々に失われつつあります。

このような状況下で、県では、昭和59年度の「街並み景観診断調査」を皮切りに、景観に関する様々な調査や啓発事業を行い、平成15年度から本格的な景観まちづくり事業「長崎県美しいまちづくり推進計画」に取り組んできました。

この「美しいまちづくり推進計画」では、地域に数多く残された特徴的なまちなみ景観を保全し、また創出することにより、生活空間や観光資源としてのまちの魅力を高め、地域への定住促進や交流人口の拡大を目指すことを目的に、各種施策を展開してきました。

これらの施策により、特徴的で美しいまちなみの保全、創出に一定の効果がありました。しかしながら、事業を推進する過程で、本県の景観特性である自然地形等、まちなみの背景となる景観への影響が大きい大規模建築物や開発行為等に対する景観配慮のルールがなかったこと、拠点整備に主眼を置き、広域景観への視点が欠けていたこと、などの課題も見えてきました。

この間、国においても景観に関する社会認識の変化等を背景として、平成16年に景観に関する総合的基本法である景観法が施行され、建築物等の規制・誘導に法的根拠が与えられ、各種支援制度が位置付けられるなど景観行政が果たす役割は大きくなっています。さらに、平成17年の文化財保護法の改正により、新しい文化財保護の手法として「重要文化的景観」^(※1)の選定制度が創設され、景観法の活用と連携して、多様な景観形成の取組が可能となりました。

良好な景観形成は、自然や地域の文化を後世に残すことのみならず、定住人口、交流人口の拡大にも寄与する重要な方策であり、今後とも継続的に進めていく必要があります。

特に、本県は「観光立県」を標榜する点で、自然、歴史・文化等県域の特徴的な景観を観光資源として活用することへの期待は大きく、上述の課題を踏まえた計画の見直しや、国の制度、景観への認識の変化に対応した新たな景観行政の方向性について検討する必要性は高いものと思われます。

このような中、「長崎県美しいまちづくり推進計画」が平成22年度に終期を迎えることとなり、時代の変化や課題を踏まえつつ、今後とも長崎らしい景観形成をより一層推進するため、県として取り組むべき方向性や取組を明確にする計画を新たに策定することとしました。

※1 重要文化的景観：文化財保護法では、文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義しています。文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定し、保存活用のために行われるさまざまな事業に対して支援する仕組みとなっています。

2 計画の目的

県では、「長崎県美しい景観形成計画」策定に向け、県民アンケート等や外部有識者からの意見を踏まえながら、県がこれまで行ってきた「長崎県美しいまちづくり推進事業」の評価・見直し、及び景観法に基づく制度活用のあり方など、様々な角度から検討を行ってきました。

この「長崎県美しい景観形成計画」は、全国及び東アジアも視野に入れた中での長崎県の特徴を重視し、県を代表する景観を守り、その景観に対し広く県民が誇りを持てるよう、美しく長崎らしい景観づくりを計画的に推進するための基本目標、各主体の役割、及びそれらを踏まえた基本方針などを明確にし、実現するための具体的な施策を提示するものです。

この計画により、県土のより良好な景観形成に向け、住民、事業者、市町等と一体となった継続的な景観づくりを進めていくことを目的とします。

具体的には、現行計画が市街地や集落など「まちなみ」の景観整備を重視し、それに伴う市町や住民の景観活動への支援を行ってきたのに対し、その理念は尊重しつつ、地域景観形成の主体として、地域の実情を十分に把握した市町、住民等がより主体的役割を果たすような体制構築を加速させることを重視します。

併せて、県はそのような市町、住民等の取組を支援・補完するとともに、広域的観点から、市町間の景観形成活動を調整し、連携させるような施策を実施します。

3 計画の構成

「2. 計画の目的」を達成するため、本計画では従来計画（長崎県美しいまちづくり推進計画）及びその根拠となる自主条例（長崎県美しいまちづくり推進条例）に基づく県の景観施策（支援策等）の見直しに加え、県においても次の理由から景観法の規制・誘導制度を活用することとしています。

- ① 地域の景観形成は、地域の詳細を把握する市町が主体となることが望ましく、市町が景観行政団体^(※2)となり、景観法に基づく景観計画^(※3)を策定することで、適正な規制・誘導が期待される。
- ② 一方、景観行政団体以外の市町の区域においては、周辺地域との調和や、地域景観の阻害要因となり得る大規模な開発や建築物などに対する適正な規制・誘導が機能しないため、県全体の景観に悪影響を与えることが予想される。

従って、「長崎県美しい景観形成計画」は県土全体において「長崎らしい景観形成」がなされるよう、基本方針や景観施策を定めるとともに、景観行政団体移行前の市町の区域に限って、県が景観法に基づく景観計画を定め、大規模開発等に対して、移行までの間、最低限の規制・誘導を行います。

以上の理由から、本計画の構成として、第Ⅰ部でこの計画の基本的な内容を示し、第Ⅱ部で基本的な景観施策の一つである、一部の地域（景観行政団体以外の市町の区域）を対象に、県が景観法に基づき適用する、規制・誘導制度の内容を示します。

本計画の構成を図で示すと、次項のとおりです。

長崎県美しい景観形成計画 「美しい長崎・景観宣言」

第Ⅰ部 美しい景観形成に係る基本的な事項

第1章 景観の現状と課題

- 1 景観特性
- 2 これまでの取組と課題
- 3 景観に対する県民意識
- 4 良好な景観形成に向けての課題

第2章 基本方針

- 1 良好な景観形成の基本目標
- 2 各主体の役割
- 3 県の役割
- 4 良好な景観形成の基本方針

第3章 景観施策

- 1 基本施策
- 2 重点施策

基本施策のうち、大規模建築物等に対する規制・誘導方策

第Ⅱ部 景観法を活用した規制・誘導方策（景観計画）

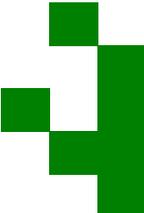
（以下景観法第8条第2項に基づき定める事項）

- 1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」
- 2 良好な景観の形成に関する方針
- 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- 4 景観重要建造物の指定の方針
- 5 景観重要樹木の指定の方針

景観行政団体以外の市町の区域に適用

※2 景観行政団体：景観法では、地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」という概念を設けています。景観行政団体は、景観計画の策定など、地域の良好な景観の形成に関する事項を定めることができます。都道府県や政令市、中核市は、景観法の規定により、法制定当初から景観行政団体になり、他の市町も、知事の同意を得ることで、景観行政団体となることができます。（県内の景観行政団体の状況は、P17※5を参照）

※3 景観計画：景観法で規定され、都市や集落などの地域と、これらと一体となって景観を形成する地域における、良好な景観の形成にかかる総合的な計画を「景観計画」といいます。



第 I 部

美しい景観形成に係る基本的な事項

第 1 章 景観の現状と課題	6
第 2 章 基本方針	17
第 3 章 景観施策	25

第1章 景観の現状と課題

1 景観特性	7
2 これまでの取組と課題	11
3 景観に対する県民の意識	13
4 良好な景観形成に向けての課題	16

1 景観特性

長崎県には、その特徴的な地形、歴史、生業などにより、他の地域には類を見ない様々な景観特性が見られます。

長崎らしく、かつ良好な景観形成を進めるにあたっては、まず現状を把握、整理し、県内各地域ごとの特性を明確にしておく必要があるため、以下でその代表的な長崎県の景観特性をまとめます。

(1) 全体の景観特性

① 歴史と地形に基づく多様な地域景観

- ・長崎県の景観は各地域の歴史的背景や自然（特に地形）的ないし地理的特性によって、県内をいくつかに分けることができます。
- ・特に江戸時代、小藩や天領に分かれて統治されていた歴史的背景は、地域の多様な文化的特性を形成する大きな要因になりました。

② 海外交流や日本近代化への過程を背景とする重層的な歴史文化景観

- ・全国的にみて、長崎県は西欧、東南アジア、中国大陸、朝鮮半島など海外との交流の歴史に特徴があります。
- ・海外交流の歴史は長い時代の積み重ねによる特徴的な地層のようになっており、交易やキリシタン文化などを始めとする重層的な歴史文化景観が長崎県の特徴となっています。
- ・日本近代化の過程で、長崎県が担った造船、石炭など産業景観や、被爆県として世界に平和を発信するイメージも長崎県を特徴づける重要な要素となっています。

③ 海・海沿い・島の自然と生業の景観

- ・長崎県には島と屈曲した海岸が多く、海沿いには漁業や農業を始めとした各種の生業に基づく景観が見られます。
- ・県の東西南北にはそれぞれ異なる表情の海があり、この海・海沿い・島の自然と生業の景観は長崎県の特徴と考えることができます。

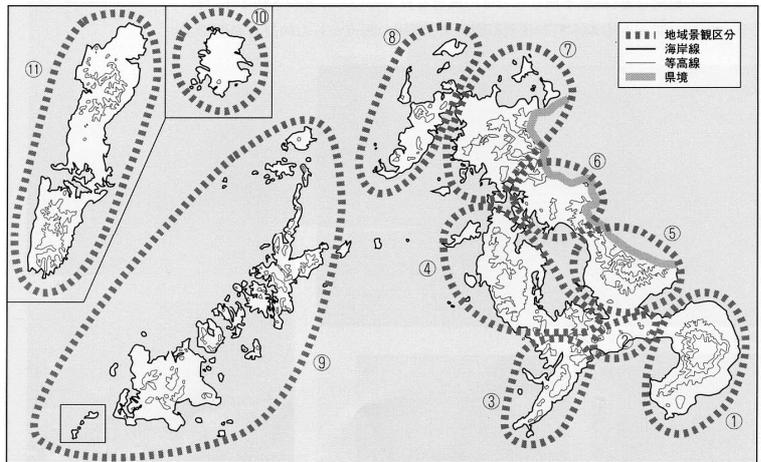
④ 火山の自然と生業の景観

- ・長崎県には山が多く、中でも島原半島は半島全体が雄大な山岳や地層の景観を呈しています。特に普賢岳は世界でも重要な活火山とされています。
- ・火山の山岳景観は、古くから先人の営みを反映した文化的な景観とともに、長崎県の特徴を形

○地域景観区分と地域景観分類

地域景観区分	地域景観類型
① 島原半島	円錐形の山
② 島原半島と長崎半島の間	干拓地、丘陵地
③ 長崎半島と周辺の小島	縦貫する山地、及び周辺の小島
④ 西彼杵半島と周辺の小島	縦貫する山地、丘陵地、平地、及び周辺の小島
⑤ 多良岳周辺	円錐形の山
⑥ 東彼杵地区周辺	平地、山地、丘陵地
⑦ 北松浦半島と周辺の小島	放射状の山地(囲いよう地)、丘陵地、複雑な海岸線、及び周辺の小島
⑧ 平戸島・生月島と周辺の小島	縦貫する山地、平地、及び周辺の小島
⑨ 五島列島	複雑な海岸線、丘陵地、平地、小規模な円錐形の山
⑩ 杵岐	平地、丘陵地
⑪ 対馬	複雑な海岸線、縦貫する山地

○地域景観区分図



資料：「新ながさき風景づくり指針」

成していると言えます。

(2) 地域別の景観特性

① 島原半島

- ・島原半島全体としてみると、まとまりの良い大景観が特徴です。特に、海から眺める雲仙岳を中心とした半島全体の姿や、地域内の随所から見られる海の眺めが雄大です。
- ・江戸時代は島原藩と佐賀藩に属していました。
- ・我が国で初めて雲仙天草国立公園が指定され、島原半島全域は世界ジオパークネットワークにより日本初の世界ジオパークに認定されています。また、島原半島県立公園にも指定されており、これらの自然景観、漁村や農村等での生業景観、キリシタン等の歴史文化景観に特徴があります。
- ・中学校の校歌にも「雲仙」「有明海」が頻出しています。



② 島原半島と長崎半島の間

- ・有明海の干拓地に広がる広大で平坦な農地と、そこから別々の方向に遠望する雲仙岳や多良岳の大眺望が特徴です。
- ・橘湾側には大きな断層が存在し、有明海側と全く違う景観が広がっています。
- ・江戸時代は佐賀藩に属し、交通の要衝でもあった地域です。
- ・中学校の校歌には「橘湾」「有明海」がよく用いられています。



③ 長崎半島と周辺の小島

- ・長崎市街地は長崎湾を抱く斜面地にあり、かつては我が国を代表する海外交流の拠点都市であり、その斜面地形景観と歴史文化的景観は、長崎県全体の地域イメージを牽引しています。
- ・市内には、日本の近代化に貢献した、造船、石炭の産業遺産の他、原爆遺構や記念像などの平和関連の景観もあります。
- ・南部には、洋上にも軍艦島を始めとした産業遺産の景観があり、また起伏に富んだ山間部、海蝕崖や南方系の植物が見られる海岸部等は、野母半島県立公園に指定されています。
- ・統治の歴史をみると、天領を中心に島原藩と佐賀藩に分かれていました。
- ・中学校の校歌では特定の景観に集中することなく、この地域の景観の多様性を表していると言えます。



④ 西彼杵半島と周辺の小島

- ・西彼杵半島では、穏やかな大村湾側と雄大な角力灘側が対比的な地域景観であり、この地域の特徴を形成しています。
- ・江戸時代は概ね大村藩に属していました。



- ・キリシタンを始めとした歴史景観や屈曲の多い海岸線の自然景観を活用する観光地ともなっており、半島内は西彼杵半島県立公園と大村湾県立公園に指定されています。
- ・中学校の校歌の歌詞にも大村湾側の「琴の海、琴の湖」に対し、角力灘側の「西の海、黒潮。五島の島」がよく用いられています。

⑤ 多良岳周辺

- ・この地域は多良岳県立公園に指定されている多良岳を中心とし、干拓の有明海に面する小規模な漁港が点在し、大村湾には長崎空港が浮かんでいます。
- ・江戸時代には大村藩と佐賀藩に分かれて統治されていました。
- ・歴史と自然に恵まれた大村と諫早の中心部は、まとまりの良い市街地景観を呈しています。
- ・「多良岳」は地域内の中学校校歌に頻出しています。



⑥ 東彼杵地区周辺

- ・川と川沿いの開けた農村景観が特徴です。大村湾に接して海岸景観や港の景観が広がっており、大村湾県立公園に指定されています。また、山容に特徴のある虚空蔵山は長崎県自然環境保全地域に指定されています。
- ・江戸時代には大村藩と平戸藩にまたがっていた地域です。
- ・陶芸の町波佐見や、東彼杵には旧長崎街道の宿場町の面影を残す河口集落など生業景観も特徴的です。
- ・中学校の校歌には、海、山、川、陶器等が歌われ、地域景観の多様性を反映しています。



⑦ 北松浦半島と周辺の小島

- ・この地域の海岸沿いは、九十九島を代表とした西海国立公園と玄海国定公園が指定され、内陸は北松浦県立公園に指定されています。
- ・古来の大陸との攻防と交流の歴史や、明治以降では佐世保市に代表されるような軍と造船、北松浦の産炭等が地域を特徴づけています。
- ・江戸時代には平戸藩に属していました。
- ・ハウステンボスを始めとした観光施設も地域の特徴となっています。
- ・中学校の校歌には地域ごとの各々の山の名前が用いられ、海については「西海、九十九島、港、潮、玄海」などの歌詞が数多くみられます。



⑧ 平戸・生月島と周辺の小島

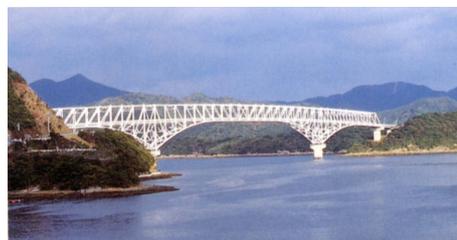
- ・古来、大陸や西洋との交流があった平戸市には、独特な和洋折衷の歴史景観などがあります。
- ・キリシタン信仰にもとづく文化と景観も特徴となっています。



- ・江戸時代には平戸藩に属していました。
- ・西海国立公園の海蝕崖等の自然景観が平戸大橋や生月大橋とともに特徴的であり、観光資源となっています。
- ・中学校の校歌には「玄海」がよく用いられています。

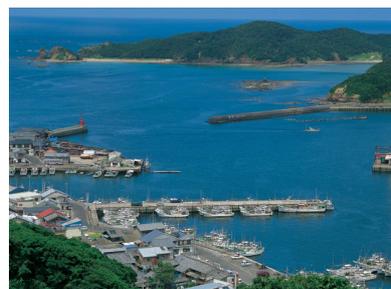
⑨ 五島列島

- ・五島列島は四方を東シナ海に囲まれ、連続する島々の複雑な海岸線に代表される自然景観とともに、遣唐使の時代からの大陸との交流やキリシタン等の歴史文化的な景観に恵まれています。
- ・江戸時代は概ねの範囲が五島藩であり、一部が平戸藩に属していました。
- ・広い範囲で西海国立公園に指定され、長崎県自然環境保全地域も点在しています。
- ・中学校の校歌でも「海、潮、海鳴り」といった海に関するものが多く使われています。



⑩ 壱岐

- ・壱岐島には古墳も多く、古代から大陸との交流の歴史があり、原の辻遺跡や元寇の古戦場等の歴史景観が散在しています。
- ・江戸時代には平戸藩に属していました。
- ・壱岐対馬国定公園に指定され、郷ノ浦や勝本などのまちなみには、漁港らしい景観が見られます。
- ・中学校の校歌では「玄界灘」という歌詞が多く、「鯨波轟く」といった玄界灘らしい歌詞も見られます。



⑩ 対馬

- ・古代より朝鮮半島を中心に大陸との交流の歴史を背景とした特異な文化的景観が地域を特徴づけています。
- ・江戸時代には対馬藩に属していました。
- ・対馬は日本で3番目に大きな離島（北方領土及び沖縄島を除く）であり、入り組んだ海岸線や多島海景観などの自然景観の他、朝鮮半島の遠望等に特徴があります。壱岐対馬国定公園に指定され、また一部が長崎県自然環境保全地域にも指定されています。
- ・中学校の校歌には「海、海原」等の海に関する歌詞が極めて多く使われています。



2 これまでの取組と課題

ここでは本計画以前の景観まちづくりの取組である、「長崎県美しいまちづくり推進条例」（平成15年4月制定）とそれに基づく「長崎県美しいまちづくり推進計画」（平成15年9月策定。計画期間：平成15～22年度）について、その実績と効果の整理を行います。

この条例を制定する以前には資料編の資料1「長崎県における景観施策の取組について」に示したような施策が積み重ねられています。

条例制定によって取組も本格化し、長崎県美しいまちづくり推進計画を策定・実施してきました。その策定にあたっては、計画の実現性を重視し、市街地や集落での景観形成に的を絞り、住民や市町等の取組に対する技術・財政両面からの支援を行ってきました。

○これまでの取組と課題（その1）

制度	概要	実績	事業効果と課題
① 美しいまちづくり重点支援地 区制度	観光地周辺の市街地や景観資源の残る集落、拠点的な開発を行う地区などで、市町が住民参加で進めるモデル的なまちなみ整備事業を、県が計画策定から施設整備まで重点的に支援するもの	・平成21年度までに、10箇所の重点支援地区が認定済みで、各々7年間の補助を実施中。	・当初目標は10地区程度とされており、目標数は達成したと言えます。まちなみの修景事業等の事業促進が図られた地区においては住民にも事業効果が分かりやすく、まちなみ景観形成をアピールできているため、モデル的な事業としての効果がありました。 一方で、事業進捗の遅れが見られる地区が、支援期間終了による整備停滞で投資効果が中途半端になることが懸念されるため、市町での自主的な取組の促進と、その取組に対する県の支援方を検討する必要があります。
② 美しいまちづくり住民協定制	自治会や商店街などのコミュニティにおいて、地域の美しいまちづくりに関する住民協定の締結を促進し、その内容に沿って協定団体が実施するまちなみ整備事業を、市町と共同で支援するもの	・3住民協定地区が実現したにとどまりました。	・当初目標では全市町での運用と協定地区数が20件を掲げていましたが、実績は大きく下回りました。 ・協定に基づくまちなみ整備への助成を重点支援地区に限定するなどの理由から、制度活用が活発でなく、効果的な運用が図られませんでした。 ・住民協定等は重要な課題であるため、異なった切り口での支援策を検討する必要があります。
③ まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物を登録し、その内容を広く一般に周知するほか、登録した建造物の所有者が実施する保全・活用事業を、市町と共同で支援するもの。 （保全のための修理、活用を前提とした修景等）	・1市を除く全市町で景観資産の登録があり、件数としては159件（まちなみ26件、建造物133件）に達しました。	・目標件数の200件には及ばず、地域間にばらつきがあるなど市町ごとの温度差が課題となっています。 ・計画が市街地、集落を主な対象としているため、自然景観が登録の対象外になっていることは、本県の景観特性を鑑みると課題となっています。
④ 県営公共事業等デザイン評価制度	県が施行する公共施設や庁舎等の整備事業のうち、まちなみ景観に大きな影響を及ぼすと考えられるものを取り上げ、専門家や住民等の意見を反映させながら事前のデザイン評価を行うもの。	・47事業を対象に実施しました。	・評価対象事業については地域景観の向上など効果がありました。 ・一方、制度の活用による事業の遅れや、業務増などへの懸念もあり評価対象事業が減少する傾向も見られました。 ・県の公共施設整備が景観形成に先導的な役割を果たすことができるよう、より積極的に実効性のある方策が課題となっています。

○これまでの取組と課題（その2）

制度	概要	実績	事業効果と課題
⑤ 広告景観モデル地区 制度	美しいまちづくり重点支援地区など、特に良好な広告景観を形成する必要がある区域を広告景観モデル地区に指定し、地区ごとに定めた誘導基準に沿って行われる屋外広告物の設置・改修事業を、市町と共同で支援するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3地区（美しいまちづくり重点支援地区内）が指定されています。 ・ 平成 21 年度までに看板の除去や新設等が 2 地区の合計 17 店舗で実施されました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施した地区では、まちなみの景観向上に効果がありましたが、費用補助を美しいまちづくり重点支援地区内に限定したため、制度の活用が制限され活発化しませんでした。 ・ 広告景観は重要な課題であり、屋外広告物への取組と連携するかたちで、より実効性のある方策を検討する必要があります。
⑥ 屋外広告物集合 化支援制度	観光施設の周辺や幹線道路の沿線などで、景観を著しく阻害している多くの屋外広告物を市町が集合化する事業に対して支援するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点までに市町からの支援要請はありませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となり得る箇所はあるものの制度活用実績がありませんでした。 ・ 原因としては実務上、設置者の調整や同意が得られ難い等が考えられます。 ・ 広告景観は重要な課題であり、屋外広告物への取組と連携するかたちで、より実効性のある方策を検討する必要があります。
⑦ アドバイザー派遣 制度	上記制度を始め住民等や市町並びに県の機関が美しいまちづくりを目指した計画づくりや施設の設計を行う場合、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要なアドバイスを行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度までに、延べ 323 回の派遣を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に世界遺産関連でのニーズが多く、その効果は高いものと思われます。 ・ 引き続き、事業を継続していく必要があると考えます。

○重点支援地区制度整備事例（平戸市平戸城下旧町地区）



○景観資産登録事例



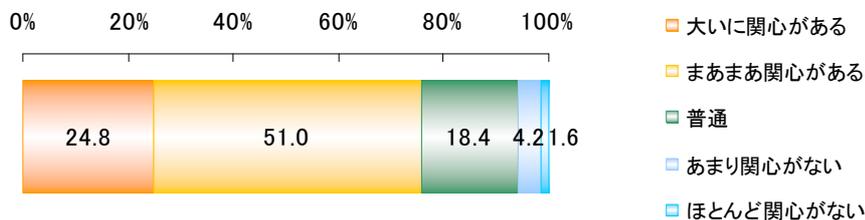
3 景観に対する県民の意識

景観に関する県民アンケートを行いました。これにより景観に関する様々な課題も見えてきました。(県民アンケートの調査結果の概要については資料編に示します。)

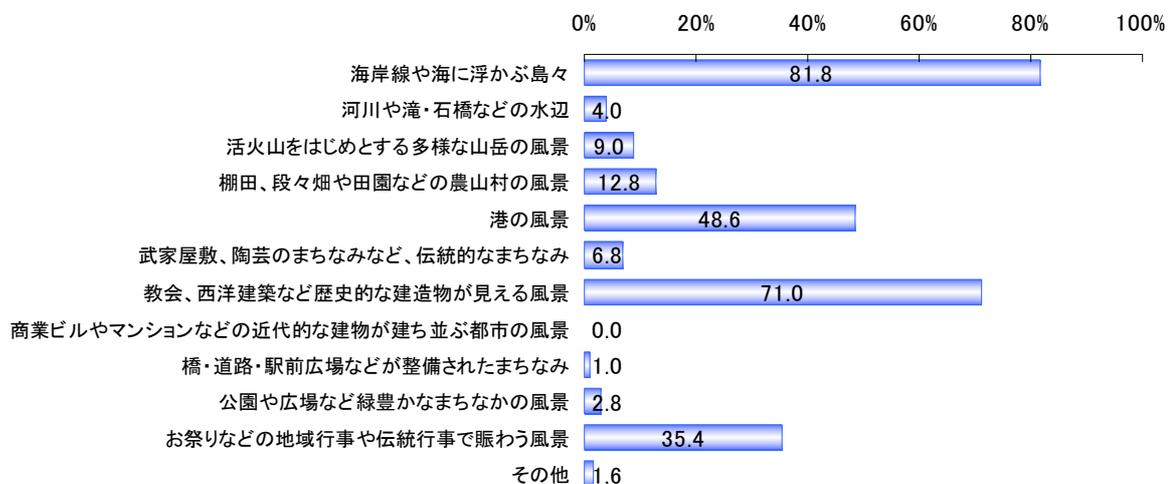
① 景観への関心

- ・ 県民の景観に対する関心は高く、「関心がある」との回答が3/4を超えています。
- ・ 県民がイメージする長崎県ならではの景観として、海の自然景観（「海岸線や海に浮かぶ島々」）、西洋との交流を背景とした景観（「教会、西洋建築など歴史的な建造物が見える風景」）の回答が突出して多くなっています。

Q：景観（風景、景色、ながめ、まちなみ など）に関心がありますか？



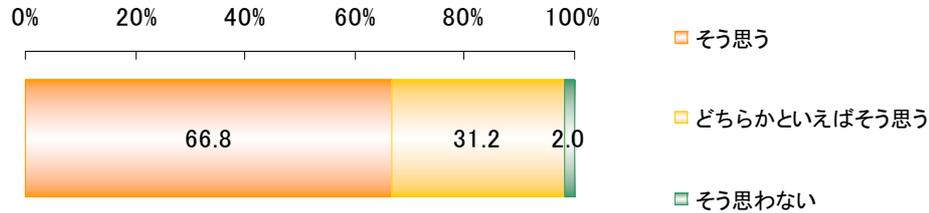
Q：長崎県を代表する、長崎県ならではの景観のイメージは何ですか？（3つまで選択）



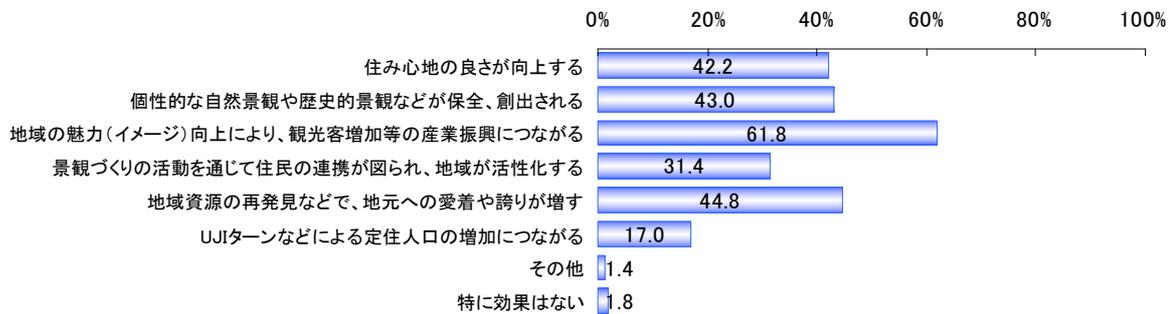
② 景観づくりの必要性や期待

- ほとんどの回答者が「長崎県の美しい景観を将来的に守り、育てていく必要がある」としており、また、景観づくりに対して、「観光振興」や「地元への愛着の醸成」の効果を期待するなど、良好な景観が交流人口や定住人口の拡大に一定の効果があるとの認識が広まっています。

Q：長崎県の美しい景観を将来的に守り、育てていく必要があると思いますか？



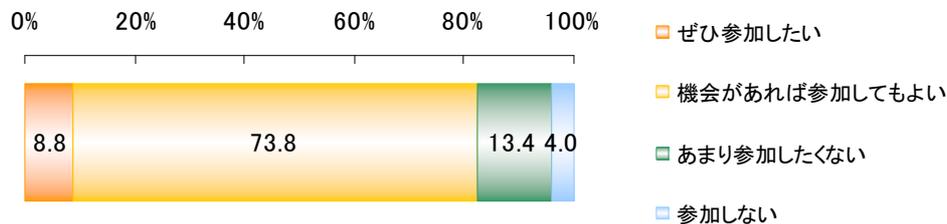
Q：景観づくりで期待される効果は何ですか？（3つまで選択）



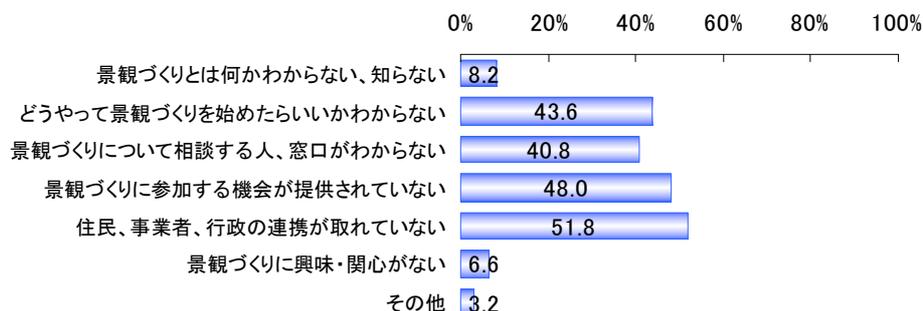
③ 景観づくりへの関わり

- 景観づくりへの関わりについては、「参加しても良い」との回答が80%を超える一方で、そのほとんどが「機会があれば」となっており、景観づくりへ主体的に関わろうという積極的な意識は、まだこれからであることも伺え、景観づくりに取り組む担い手の育成が課題として見えてきます。
- また、実際に「どうやって始めたらいいかわからない」、「住民・事業者・行政の連携が取れていない」など、今後の課題についても示されました。

Q：「景観づくり」の取組に参加したいと思いますか？



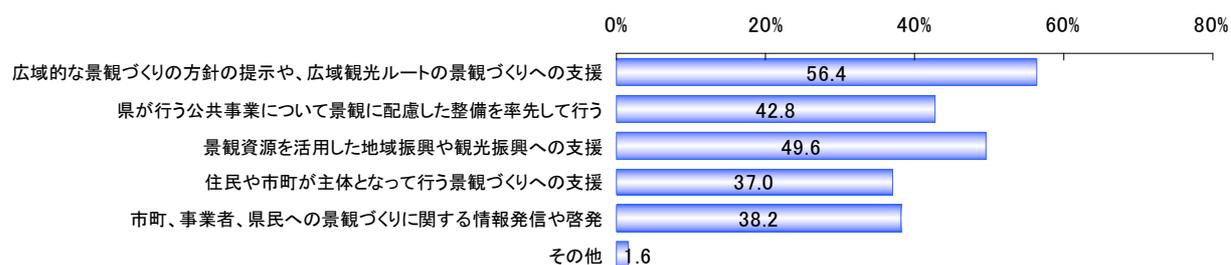
Q：「景観づくり」の取組に参加する上で問題になることは？（3つまで選択）



④ 県に期待する役割

- ・ 県民アンケートでは、県が行う景観づくりに対して「広域的な景観づくりの方針や、広域観光ルートの景観づくりへの支援」、「景観資源を活用した地域振興・観光振興への支援」、「県が行う公共事業の景観への配慮」などの役割が期待されています。
- ・ 昨年度実施した市町へのアンケート^(※4)では、県が行う景観づくりに対して、「情報共有の場」、「公共事業における景観形成ガイドラインの作成」が強く求められているほか、「美しいまちづくり推進事業」の継続的な実施など、引き続き市町や住民等の活動に対しての支援が求められています。

Q：長崎県が「景観づくり」を進める上で、果たすべき役割は？（3つまで選択）



※4 市町アンケートも別途行い、その結果から抽出された課題については資料編に示しています。

4 良好な景観形成に向けての課題



本県の景観特性や美しいまちづくり推進事業の検証結果、各種アンケート及び有識者等の意見などを踏まえ、地域の特性を活かした良好な景観形成に向けて、県としての課題を以下のとおり整理します。

① 住民・各種団体・事業者による景観形成への課題

県民アンケートの結果をみると、多くの県民が、一定程度景観づくりへの参加意向を持っていますが、県が実施している景観施策が認知されていないなど、景観に関する情報の周知が充分ではありません。また、景観づくりに関するノウハウの不足や景観づくりを進めていく上での体制が整っていないなどの問題点も指摘されています。

住民等による景観形成活動の活性化は、良好な地域の景観づくりに不可欠であることから、県は、景観づくりに関する様々な情報の提供、景観づくりに取り組む担い手の育成、身近に景観づくりに取り組める仕組みづくり、住民等と行政が連携して景観づくりに取り組む体制づくりなどを進めていく必要があります。

② 市町による景観形成への課題

平成 15 年度から実施されてきた美しいまちづくり推進事業は、市町や住民活動への支援・先導・啓発を基本としており、一部の市町においては目に見える成果が出てきています。

また市町アンケートにおいても、県に対して、「美しいまちづくり推進事業」の継続的な実施など、引き続き市町や住民等の活動に対しての支援が求められています。

地域の景観形成は、その特色を活かし、住民との合意形成を得ながら進めていくことが重要ですので、今後も市町が主体的な役割を担うことが期待されます。

そのため、美しいまちづくり推進事業の必要な部分の継承など、市町における景観行政を促進するような、市町・住民等の景観活動に対してニーズにあった支援を進めることが必要です。

③ 県による景観形成の課題

市町では地域の景観への取組が進んでいますが、県は市町とは異なる広域的な観点から、景観施策を進めることが重要な課題となっています。

特に、県を代表するまちなみや自然の景観を大切にすることが重要であり、県が主導して、住民・各種団体・事業者や市町及び国などの各主体と連携しつつ、積極的な景観形成を進める必要があります。

また当然、各市町が良好な景観形成を進めることが、県土の景観の底上げをすとの観点も欠かせません。

一方、本県においては中核市である長崎市をはじめ、11 市町^(※5)が景観行政団体となっていますが、それ以外の市町では、建設行為等に対して景観法に基づく規制誘導がないため、広域的な景観形成を推進していく上で空白地域になってしまいます。このため、当該市町が景観行政団体になるまでの期間は、県が市町に代わって広域的な観点から景観形成を誘導していく必要があります。

※5 本県では、県、長崎市（中核市）のほか、知事の同意により、平戸市、島原市、新上五島町、五島市、佐世保市、南島原市、小値賀町、対馬市、雲仙市、壱岐市が景観行政団体となっています。（平成 23 年 1 月 1 日現在）

第2章 基本方針

1 良好な景観形成の基本目標	18
2 各主体の役割	21
3 県の役割	22
4 良好な景観形成の基本方針	23

1 良好な景観形成の基本目標

県土の景観形成にあたっては、県と県内の全市町が景観行政団体となり主体的に取り組むことを前提として、長崎県の未来の景観の目標とキャッチフレーズを定めました。

キャッチフレーズは、「美しい長崎・景観宣言」としました。5つの目標に向かって施策を積極的に進め、住む人、訪れる人、どちらにとっても魅力ある長崎らしい景観を実現する決意を表わしたものです。

この目標達成のため、多様な主体の役割を踏まえた基本方針を示し、それに基づき各主体が協力、連携して良好な景観形成を推進することが必要となります。

そのため、次項以降では各々が求められる役割を整理して、美しく長崎らしい景観形成実現のため、県が行うべき取組の基本方針を明確にします。

なお、県内各市町において策定される景観計画においても、第1章で示した県の景観特性などを踏まえ、本目標に沿った景観形成・誘導を行うことが期待されます。

目標とする5つの景観イメージ



① 蒼い海と火山の自然景観

海・海沿い・島の自然景観や活火山を始めとした地形景観、及び地域住民との共生により形成されてきた里山などの景観は、長崎県景観の代表的な特徴を形成しています。そのような豊かな自然を感じることができる景観を保全することが目標です。



② 海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観

西欧、東南アジア、中国大陸、朝鮮半島を始めとした海外と在来文化の交流の歴史は、様々な影響を本県にもたらしました。たとえば交易による影響は、史跡やキリシタン文化などとして現在まで色濃く残り、県内各地の歴史に時代的な地層を形成し、その重層的な歴史文化は全国でも稀な特徴を形成しています。

また、日本近代化が短期間に、かつ飛躍的に進む原動力となった造船や石炭などの産業景観や、被爆県であることから世界に平和を発信するイメージなども本県の景観を織りなす歴史的要素として欠くことができないものです。

そのような歴史文化の重層的な景観を育成することが目標です。



③ 生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観

県内各地域には各々異なる歴史的条件や地形を始めとした自然的条件があり、その条件に即した生業やまちなみなどが形成されています。平坦な水田や石積みの段々畑あるいはお茶畑等の農村景観、漁船や網の作業場あるいは海苔養殖のひび等の漁村景観、さらに多様な集落のたたずまいなどは、地域に根ざしその特徴を継承する生活文化の景観的資源となっています。



また、生活に密着するような身近なところでは、花壇づくりを始め生活環境を彩る活動、あるいは清掃美化や広告物等の課題に対処する活動など、いわば手づくり的な活動が行われ、愛着や誇りが自ずとにじみでるような景観が広がっています。

このように生活文化の景観を守りながら、県内全域で手づくり的な景観の活動を活発にすることで、生活に根ざした地域ならではの魅力やおもてなしの心が感じられるような景観の良さを高めることが目標です。



④ 代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観

上記①～③に示した自然景観や歴史文化景観、生業や暮らしの景観、及び花壇など各人が工夫した手づくりの景観などそれぞれの景観を、あるいは県内のキリスト教関連の世界遺産などテーマを設定した景観を、⑤の各地の景観づくりの担い手を始めとする地域住民とふれあいながら巡りあるいは歩くことによって楽しみ、地域景観の良さを学ぶ事ができるようにすることが目標です。



⑤ 景観づくりを支える担い手づくり

上記で示した長崎県の良い景観像を守り、育てて行くためには、そこに住む人々の世代を超えた息の長い取組が必要です。例えばオープンガーデン^(※6)の取組や、家屋改修時のまちなみ調和への配慮一つとっても、所有者が地域内の認識に立って継続的に景観形成に関与していくことの大切さがわかります。しかし、県民が個人単位で、あるいは団体等で地道な景観形成活動を積み重ねて行くためには、主体となって活動し、あるいは他人の活動を理解して協力する担い手の育成が重要になります。

そのような人材を県内各地域に増加させ、地域内外での担い手のネットワーク形成を促進することで本県の良好な景観を、点から線、そして面へと広げ、県全体としての景観向上に繋げることが目標です。



※6 オープンガーデン：個人の庭などを一定期間訪れる人々に公開すること。1920年代にイギリスで始まった活動です。有名な取組として、北海道恵庭市の事例等があります。

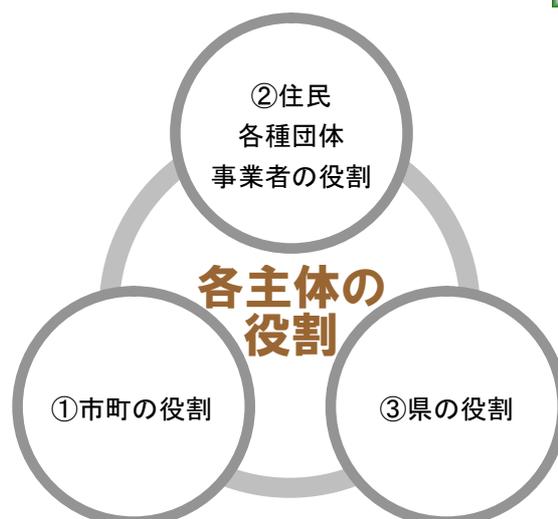
2 各主体の役割



地域の景観は、例えば建築物、道路、樹木といった多様な要素から成り立っています。そして、所有者や管理者、使用者などの多様な主体が関わっています。そのため、地域景観を向上させるには、地域景観に関わる多様な主体が、何らかのかたちで相互に連携して取り組むことが求められます。

また、近年の観光志向は地域の景観が観光対象として重視されてきており、県の観光振興条例においても、それぞれの主体と役割が明記されています。

ここではその主体を、住民・各種団体・事業者と、市町、及び県に分けて、各々の役割を下記のとおり整理し、明確化しました。



① 市町の役割

景観法に基づく景観施策において、市町は景観行政団体として景観計画を策定し、地域住民の参加を得て、主体的に景観向上を図ることが求められています。

さらに市町には、景観づくりに取り組む担い手の育成とともに、多様な景観まちづくりを住民や事業者と連携して進めることにより、地域資源の保全・活用や景観に配慮した各種公共施設の整備を行い、地域の個性を保全創出し、住み心地の向上や交流人口の拡大に向けて努力する責務があります。

② 住民・各種団体・事業者の役割

住民や各種団体及び事業者は、自分たちの地域の景観的な良さを再発見し、守り、創出するなど、その向上に努める役割があります。

建築物等を建設する時や建設後の維持管理にあたっては、地域景観が良くなるように努めることが期待され、少なくとも新しい建築物等は周辺景観と調和するように景観的な配慮をする必要があります。また、地域景観を向上させるために市町や県が行う景観施策に主体的に参加・協力することが求められます。

③ 県の役割

県は、良好な景観形成の基本的な方向性を示し、率先してその実現を図るとともに、住民や市町と連携して具体的な施策に取り組み、また県内各地域における景観まちづくり活動を支援し相互の連携を促進する役割があります。

県には自らがイニシアティブをとって推進する方策とともに、市町との関係及び住民や事業者との関係における役割があります。次項に「3 県の役割」として示しました。

3 県の役割



県土は島が多く、また歴史や地形に基づく多様な地域景観によって構成されています。したがって県は、各地域の景観特性を活かしつつ、県土の良好な景観形成を推進するため、市町の連携促進や行政区域を越えた広域調整等の役割を担う必要があります。

(1) 先導的な役割

① 広域的自治体として

県が先導的に推進すべき役割としては、全国及び東アジアにおける長崎県の特徴を重視すること、広域的に定住人口と交流人口を拡大させることが重要です。

そのために、県を代表する景観的特徴を守り、その景観に対して広く県民が愛着や誇りを持つようにする方策について、県が率先して方針を示す必要があります。

地域の主体的な景観形成は市町、広域景観形成は県といった明確な役割分担を示し、広域的な視点から県土の良好な景観形成が効率的に行われるよう先導することが必要です。

② 公共事業・施設の整備主体として、あるいは市町との関係から

良好な景観形成を推進する主体として地域景観に配慮し、あるいは施設のデザイン等において市町の公共事業等の規範・モデルとなるような魅力ある公共施設を整備することも先導的な県の役割です。

(2) 調整と支援の役割

① 市町との関係（支援）

上記（1）の広域自治体としての役割から、景観法の制度（景観計画に基づく規制・誘導、連携など）を活用し、地域景観形成を主体的かつ、より効果的に促進する市町が増加するよう、技術及び財政的支援を行うことは県の役割と考えられます。

② 市町との関係、住民や事業者等との関係（調整・支援）

市町の行政区域を越えた広域の景観形成等について、県が主体となり、市町や住民団体等のネットワークの形成支援や、市町・国・住民・各種団体あるいは事業者と連携した広域調整と支援を推進することも重要です。

③ 住民や事業者等との関係（支援）

市町や住民等の景観まちづくり活動が継続的に行われるように、これらの主体的かつ継続的な活動に対する支援が必要です。

(3) その他、市町が景観計画を策定するまでの役割(市町による規制・誘導措置の補完)

地域景観形成に大きな影響を与える、地形等の大規模な改変や眺望景観の阻害などについては、地域の事情に精通した市町において景観法の規制・誘導制度を活用することで、適正な保全を図ることが期待されています。

しかし、景観計画未策定の市町では、景観への阻害行為に対応することは制度的に難しいため、大規模建築物を始めとした改変行為について、県が当面景観法に基づく行為規制・誘導策を導入することで、その影響を少なくすることが求められます。

4 良好な景観形成の基本方針



(1) 基本的な姿勢

長崎県では、自然景観、歴史文化景観、地形景観、あるいはこれらを背景にした生業やまちなみによる複合的な景観が形成され、その地域ごとの多様性が本県景観の特徴となっています。

その多様な景観を大切にしつつ、良好な景観形成を効果的かつ効率的に進めるためには、地域により身近な市町や住民が主体的に取り組むことが重要であるとの考えから、従来の美しいまちづくり推進制度を継承しつつ、引続き住民や市町に対して景観まちづくり活動の支援を行っていくこととします。

同時に、特徴ある景観が県内随所に広範囲に存在するため、県は、広域的な観点から一体性や連続性を保ちつつ、本県特有の良さが感じられる景観づくりを、戦略的かつ重点的に進めていくこととします。

(2) 基本方針

第1章4「良好な景観形成に向けての課題」や本章1「良好な景観形成の基本目標」などに基づき、本章3「県の役割」も踏まえながら、良好な景観形成の基本方針を下記のとおり定めます。

A 広域的な景観形成

①代表的な景観の重視

- ・ 県を代表する特徴的景観を重視し、広域的な県土の景観形成方針を示し、交流人口拡大などを目指します。
- ・ そのため重要な景観資産を保全すると共に、市町の範囲を超えて広がる特徴のあるエリア景観やルート景観の形成を行います。

【広域自治体としての先導性】

- ・ 特徴のあるエリア景観としては、例えば、大眺望・海／海沿い／島・文化的景観等があり、ルート景観としては主要な道路の沿道景観等があります。
- ・ これらの広域景観形成には、県が先導して市町、住民等の調整、支援を行うことが必要です。 【市町、住民等への調整・支援】

②地形景観の重視

- ・ 地域景観の素地として地形景観を大切にします。
- ・ 地形が地域を特徴づけることの多い本県では、特に地形景観への対処が重要です。上記「①代表的な景観の重視」における特徴的なエリア景観も多くは地形がその素地になっています。
- ・ そのため、地形景観に影響を与える大規模開発や大規模建築物を対象とした行為規制（景観行政団体である市町、それ以外の市町の区域は当面県）を行い、また植栽や緑化などを重視します。

【市町による規制・誘導措置の補充】

B 地域主体による景観形成活動への支援・活性化

③市町の景観行政団体への移行促進等

- ・ 地域ごとの豊かな多様性が本県の景観の特徴です。良好な地域景観の形成は、きめ細やかな規制・誘導等が必要なため地域に身近な市町が行うことが適切です。
- ・ このため、市町の意識醸成を図るとともに、市町が区域内の景観形成を総合的に推進できる景観行政団体への移行を促進するなど、県として実施可能な支援を行います。 【市町への支援】

④市町や住民団体が提案する活動への支援

- ・ 景観活動には様々なものがあり、そのニーズも多様化しています。
- ・ 市町や住民団体、事業者等が提案する景観活動について県ができる支援を行い、住民の景観への意識醸成を図り、市町の景観計画が円滑に進むようにします。 【市町、住民等への支援】

⑤景観活動のネットワークの形成

- ・ 景観まちづくりでは人のつながりが重要です。
- ・ 市町や住民団体等のネットワーク形成を支援します。

【市町、住民等への支援】

⑥市町と住民への支援

- ・ 継続的に行われる市町と住民の景観活動に対するこれまでの支援方策を見直し、必要な方策は継承します。

【市町、住民等への支援】

C 県公共事業による先導的・誘導的な景観形成

⑦県営公共事業等での景観形成

- ・ 公共施設は地域景観に対する影響が大きいため、県営公共事業等のデザインについて、地域景観に配慮した事業を行います。

【公共事業・施設の整備主体、市町に対する先導性】

第3章 景觀施策

1 基本施策	26
2 重点施策	29

第2章4「良好な景観形成の基本方針」に基づき、長崎県の特徴的な景観を守り、それをさらに磨き上げたり、あるいは魅力ある景観を新たに創造し未来へ継承するために、以下の施策を行います。

1 基本施策

(1) 活動サポート事業

地域における景観保全活動等への支援を通じて、住民等による活動等が効果的に行われ、地域に根ざした継続的な取組が拡大することを目的とします。

- 景観行政団体でない市町の、景観行政団体への移行を促進します。
- 景観行政団体である市町が、景観施策をより積極的に推進できる環境を整備します。
- 市町において、関係者によるネットワークが形成され、行政と住民等が相互に連携して景観まちづくりに取り組めるようにします。

① 景観計画等策定支援

市町が行う景観計画や景観形成ガイドライン等、良好な景観を保全する上での指針等の策定を支援します。

② 景観まちづくり協働体制構築支援

市町が行う住民と協働で景観まちづくりを進めるために必要となる住民向けのセミナーや住民との意見交換会、ワークショップの開催など、景観に関する協働体制の構築に向けた活動を支援します。

③ 提案に基づく景観関連事業への支援

景観行政団体である市町や当該市町の住民団体など、地域が主体的に取り組む景観関連事業の提案で、特に効果や必要性が高いと評価された事業について支援します。

※なお、本事業実施にあたっては、下記(3)のアドバイザー制度による専門家の派遣や先進的な取組事例の紹介を始めとする情報提供など、総合的なバックアップを行います。

(2) 景観資産登録制度

地域景観の核となる個性的で魅力的な景観を形成する景観資源を登録し、その内容を広く周知します。

また、登録した建造物及び樹木の所有者が実施する保全・活用事業を、市町と共同で支援します。

○ 景観資産登録制度のイメージ



○ 登録対象

- ・ まちなみ
- ・ 建造物
- ・ 文化的景観
- ・ 樹木等

※従来のまちづくり景観資産登録制度を拡大継承する。(拡大部分：文化的景観、樹木等の追加)

(3) アドバイザー派遣制度

住民や市町並びに県の機関が、本計画の基本方針に沿った計画策定や事業を行う場合、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、技術的な支援を行います。

(4) 公共デザイン推進制度

この制度では、特に地域景観への影響が大きい事業について、専門家によるデザイン評価を行うとともに、県が施工する公共施設のデザイン向上を目的として、公共デザインのガイドラインを策定します。

専門家によるデザイン評価は、設計から完成までの段階別に行います。(対象の県営公共工事と一体となって整備する市町公共事業も含まれます。)

また、デザイン評価により蓄積されたノウハウを「公共事業ガイドライン」として公共施設整備の諸段階を考慮し取りまとめ、今後の設計へ反映します。

(5) 大規模建築物等の規制・誘導

大規模な建設行為、特に地形の改変は、地域景観の素地に影響を与える可能性があり、また大規模な建築物などは、既往の市街地や集落に比べ大きすぎて市街地や集落の規模的な調和を阻害するおそれがあります。

特に景観行政団体でない市町の区域においては、これらに対する規制が無い場合、当該市町が景観行政団体になるまでの間、県が暫定的に規制・誘導します。

本県は、地域により多様な景観特性があるため、本来基礎的自治体の市町が地域の景観特性にあったきめ細やかな規制・誘導を行うことが望ましいですが、本施策は、市町が景観行政団体になるまでの間の暫定措置であるので、景観の現状維持を目的として、特に地域景観に影響が大きい大規

模な建築物等に限定し、必要最低限の基準で規制・誘導します。

このため、第Ⅱ部に「景観法を活用した規制・誘導方策」を示します。

○ 行為制限の対象となる大規模建築物等のイメージ



※景観行政団体以外の市町地域を対象に、大規模な建築物や工作物等について景観形成基準による規制を行う。

2 重点施策



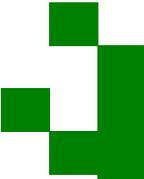
(1) 広域景観形成事業

世界遺産候補（教会群等）を結ぶルート、世界ジオパークの広域エリア、主要な観光地を結ぶルートなど、本県を代表する広域的な景観を重視し、総合的な景観形成を行い、長崎らしい景観を創り出すことにより、文化や観光を始めとした地域社会の活性化を図ります。

また、広域景観形成推進地域については、景観法のほか各種制度を活用し、よりきめ細かい景観形成施策を重点的に推進します。

なお、本事業は周辺と一体となって、良好な景観の保全、創造を図る必要があることから、住民、国、県、関係市町及び関係団体により協議会等を組織し、総合的な景観形成について連携を図るものとなります。





第Ⅱ部 景観法を活用した規制・誘導方策 (景観計画)

- 1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」…………… 31
- 2 良好な景観の形成に関する方針…………… 31
- 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項…………… 31
- 4 景観重要建造物の指定の方針…………… 34
- 5 景観重要樹木の指定の方針…………… 34

第Ⅰ部第3章1「基本施策」に基づき、景観行政団体でない市町が景観行政団体へと移行するまでの間、地域の景観に特に影響が大きい大規模建築物等に対し、周囲の景観と調和するように規制、誘導を行うため、景観法に基づく制度を活用することとし、以下でその内容を定めます。

ただし、関係市町が景観行政団体に移行した後であっても、独自の景観計画を策定するまでは、本計画の第Ⅱ部の規定は、当該市町において適用されます。

1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」

(法第8条第2項第1号関係)

景観計画区域は、景観行政団体である市町の区域を除く県全域とします。

2 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項関係)

長崎県では、自然景観、歴史文化景観、地域景観、あるいはこれらを背景とした生業やまちなみによる複合的な景観が形成され、その地域ごとの豊かな多様性が本県景観の特徴となっていますので、これらを守り、育み、あるいは魅力ある景観を新たに創造していきます。

具体的には、第Ⅰ部第2章4「良好な景観形成の基本方針」に基づいて良好な景観の形成を推進します。

また、広域景観形成推進地域については、よりきめ細かい景観形成施策を重点的に推進します。

なお、広域景観形成推進地域の設定にあたっては周辺と一体となって、良好な景観の保全、創造を図る必要があることから、住民、国、県、関係市町及び関係団体により、協議会等を組織し、良好な景観形成について連携を図るものとします。

3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

(1) 条例で定める届出行為

法第16条第1項第1号から第3号に定めるもののほか、同項第4号の規定により条例で定める行為は、次のとおりとします。

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 届出対象行為等

法第16条第1項に基づき届出が必要となる行為は、表-1のとおりとします。

表－1 届出対象行為

届出対象行為	届出を要する規模	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域が指定されている区域又は都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域で、200%を超える容積率が指定されている区域	高さ 15mを超えるもの又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの
	上記以外の区域	高さ 13mを超えるもの又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1の項の届出を要する規模の建築物で、変更することとなる面積が外観の過半のもの	
3 工作物の新築、増築、改築若しくは移転	高さ 15mを超えるもの又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの	
4 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	3の項の届出を要する規模の工作物で、変更することとなる面積が外観の過半のもの	
5 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	都市計画区域内	面積 3,000 ㎡以上のもの
	都市計画区域外	面積 10,000 ㎡以上のもの
6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内	面積 3,000 ㎡以上のもの
	都市計画区域外	面積 10,000 ㎡以上のもの

法第16条第7項に基づき届出を除外されることとなる行為は、表－2のとおりとします。

表－2 届出を除外されることとなる行為

<ul style="list-style-type: none"> ●法第16条第7項第1号から第10号に掲げる行為 ●法第16条第7項第11号の政令で定める行為 ●法第16条第7項第11号の条例で定める以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定により許可、届出を要する行為 ・長崎県文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為 ・長崎県立自然公園条例の規定により許可、届出を要する行為 ・風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定により許可、届出を要する行為 ・仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・農林漁業を営むために行う土地の形質の変更 ・10㎡以内の増築、改築 ・表－1に示す届出対象行為の規模以下のもの
--

(3) 景観形成基準

景観形成基準（法第8条第2項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。）は、表－3及び表－4のとおりとします。

表－3 建築物・工作物の景観形成基準

項目	基準
配置及び規模	●幹線道路など、主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないような配置及び規模とするよう配慮する。
意匠	●良好な自然景観を有する地域においては、これと調和した意匠とするよう配慮する。 ●市街地にあつては、周辺のまちなみとの協調性を考慮した意匠とするよう配慮する。 ●附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観との調和に配慮する。
色彩	●周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。 ●基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。 ・R, YR, Y系：彩度 6.0 以下 ・その他の色相：彩度 4.0 以下 ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・石材、煉瓦等の素地の色 ・アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の 10%以内とする）の色彩
外構	●敷地内の道路に面する部分は緑化するなど、周辺景観との調和に配慮する。
駐車場	●駐車場は前面道路から見えない位置に設けるよう配慮する。見える位置に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
付帯設備等	●空調室外機、給水塔、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける設備・施設は、前面道路から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。

表－4 開発行為等の景観形成基準

行為	基準
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	●法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。 ●擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。 ●敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。

4 景観重要建造物の指定の方針



(法第19条関係)

2 「良好な景観の形成に関する方針」(P34)に基づき、道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見される建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

また、建造物の敷地、又は周辺の石垣、生垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合には、それらを含めて指定することとします。

なお指定する場合は、長崎県美しい景観形成審議会の議決を経ることとします。

- ①地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること。
- ②歴史的な様式を継承した新しい建造物や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物など、その外観が、良好な景観形成を推進する上で重要なものであること。

5 景観重要樹木の指定の方針



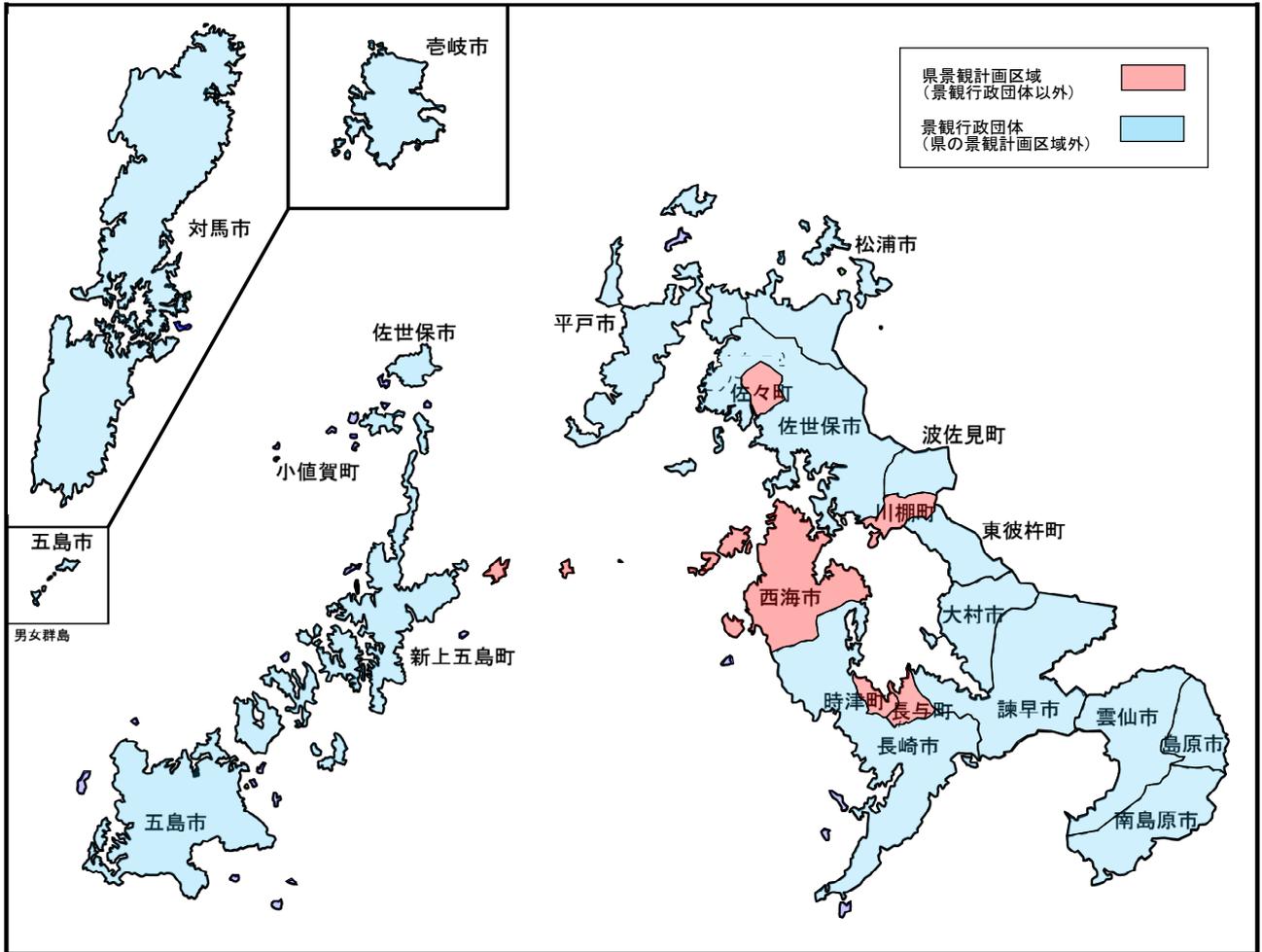
(法第28条関係)

2 「良好な景観の形成に関する方針」(P34)に基づき、道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見される樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

なお指定する場合は、長崎県美しい景観形成審議会の議決を経ることとします。

- ①地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、地域の景観上の特徴を、当該樹木の外観が有していると認められるものであること。
- ②地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木など、樹木の樹容が良好な景観形成を推進する上で重要なものであること。

(別図) 長崎県景観計画区域





資料編

資料 1	長崎県における景観施策の取組について	37
資料 2	県民アンケート調査結果の概要について	41
資料 3	市町アンケート結果からの課題について	56

資料1 長崎県における景観施策の取組について

年度	月	内容	詳細	担当部局
昭和59 ～昭和60	3	「街並み景観診断調査報告書（伝統の継承と創造 美しい街並みづくりへの提言）」	県内市町村の規模、まちの生い立ちや形成、産業や社会の特色、地形、地勢などの調査を実施するとともに、各市町の有する特色ある地区や代表的な地区を選定し、その対象地区についての街並みの現状を診断し、今後の街並みづくりの方向性を示した。 昭和59年～昭和60年 県内13市町調査 長崎市、佐世保市、大村市、福江市、長与町、時津町、波佐見町、加津佐町、壱岐（4町）、厳原町	企画部 企画課
昭和61 ～平成6	—	「街並み景観アドバイザー」設置	市町村の自発的な街並み景観づくりを側面的に支援するため、市町村の要請に応え、構想、計画等への現地調査を含めた相談・指導・助言活動の実施と街並みづくりへの意識啓発を図る。	企画部 企画課
平成元	—	ふるさと千景事業	ふるさと景観の保全に対する県民の意識高揚を促すため、市町村等からふるさとの景観の写真を募集し、選定・展示	企画部 企画課
平成2 ～平成4	—	長崎県デザイン塾事業	県職員のデザインマインドの醸成、向上のための実践的研修	企画部 企画課
平成2	3	「魅力ある景観づくり（長崎県景観ガイドブック）」作成	ふるさと千景事業の写真集を基に、地域の類型に応じた望ましい景観形成のあり方を示したものを。市町村関係部門等へ配布	企画部
平成4	1	「建築羅針盤～企画設計のためのガイドブック」作成	魅力ある公共建築物をつくっていくために、企画から設計に至るまで、一貫して「街を読み、新しいものを創造する心」について、全国各地の豊富な事例や写真をもとに、分かりやすくまとめた企画設計指針。	土木部 建築課及び 住宅課
平成5	—	「長崎県都市景観懇話会」設置	目的：良好な都市景観づくり	
平成6	—	魅力ある景観づくりマインド醸成事業	時代感覚にあった公共施設のデザインポリシーの確立を目指し、県及び市町村職員を対象とした実践的講座の開催	生活環境部 文化推進室
	3	「長崎県景観基礎調査報告書」	長崎県の特徴ある自然と歴史によって培われた独特の魅力ある景観形成を目的に、県内各地域の現地踏査を中心に文献調査、アンケート調査を実施。 ①景観特性の把握と課題の抽出 ②地域ごとの景観特性の把握	生活環境部 文化推進室 土木部 都市計画課
平成7	12	「長崎県の景観行政推進への提言」作成	「景観を県政の中心課題と位置づけ、新しい景観を創出するまちづくりを県が先導するべき」との提言	長崎県都市 景観懇話会
	3	「新ながさき風景づくり指針」策定	豊かな自然や歴史に育まれた本県ならではの文化資源を生かしながら、内外に発信しうる長崎らしい魅力あるまちづくりや地域づくりのため、これからの景観形成への取組を行っていくうえでの基本的な考え方と取組の方向性を明らかにするための指針。 ①景観形成の基本的考え方（意義、対象、役割分担） ②長崎県の景観の特徴と課題（特性把握と課題抽出、地域別特徴及び課題） ③景観施策の目標（目標、基本的方針、基本的視点）	生活環境部 文化推進室 土木部 都市計画課
平成8	3	「長崎県景観づくりセミナー報告書」	「指針の説明及び全国の景観づくり情報の提供」（対象：市町村職員及び建設関係者約120名） ①基調講演「景観行政を進めるために」 ②全国の景観への取組「個性あるまちづくりと景観」 ③長崎市における景観への取組 ④新ながさき風景づくりの基本的考え方	生活環境部 文化推進室
平成9	3	「新ながさき風景づくり事例集」	公共施設や文化施設は、地域の特徴や景観に配慮した施設整備を進めるなど、潤いや憩いなどの心のやすらぎの創造、誇りと愛着もてる景観形成に取り組むことが重要であるため、景観づくりに配慮し整備された事業についてその事例を紹介。	生活環境部 文化推進室

年度	月	内容	詳細	担当部局
平成 12		「環長崎港地域アーバンデザインシステム」創設	主に長崎港周辺で実施される県の開発事業を行うにあたって、アーバンデザインの専門家の方々から、それぞれの高い専門性や広い見識を活かしたアドバイスをいただき、質の高いデザインの創出をめざす仕組み。 1)「環長崎港地域アーバンデザイン専門家会議」 アーバンデザイン専門家が個別事業のデザインについて意見交換、評価を行う。 2)「環長崎港地域アーバンデザイン会議」 上記1)の結果について、長崎県と長崎市が最終調整を行う。	土木部 都市計画課
平成 13	—	「長崎県美しいまちづくり懇話会」設置	◎懇話会による全県的施策の方向性検討 有識者で構成する懇話会において、現状に対する評価、美しいまちづくりを進める意義の整理、取組に当たっての基本方針の設定、県が実施すべき施策の検討を行った。	政策調整局 都心整備室
	—	「美しいまちづくり支援制度構築事業」(～平成14)	◎特定地区におけるケーススタディ 厳原町中心地区をモデルとして、住民参加の研究会により、まちなみの将来像や実現方を検討するとともに、取組に当たっての問題点を抽出、その成果を懇話会へ報告し、全県的な施策検討に反映させた。	政策調整局 都心整備室
平成 14	—	「美しいまちづくり支援制度構築事業」	◎具体的な推進施策の創設 懇話会の提言を踏まえて、美しいまちづくりを推進するための施策内容を詳細に検討し、既存の「21世紀まちづくり推進総合補助金」を活用した市町村への支援施策や県自らが主体的に取り組むべき施策を構築 ◎根拠条例の制定と推進計画の策定 ◎特定地区における計画調整の推進 モデル的なまちなみ整備が期待される厳原町中心地区において、ケーススタディの成果をもとに町や住民団体が行う計画詳細化や地元調整、啓発活動等、早期の事業導入に向けた取組を技術面で支援	政策調整局 都心整備室
	9	「長崎県美しいまちづくり懇話会」から施策提言	～「美しいまちづくり」の実現に向けて～ 趣旨) 1)「美しいまちづくり」という創造的かつ継続的な活動そのものを、新たな概念として打ち立て、これに関係する行政と住民等の積極的な参画・協働・共創にもとづく推進を期した。 2)「美しいまちづくり」に向けて長崎県が果たすべき役割と意義の甚大さに鑑みて、県が今、緊急に取り組むべき実行可能でかつ実効的な施策を絞り込んで提示した。 内容) 1) 県が実施すべき美しいまちづくり施策(9項目) 2) 美しいまちづくり条例と基本計画 3) 美しいまちづくりの推進体制	政策調整局 都心整備室
	3	「長崎県美しいまちづくり推進条例」制定(H15.4施行)	・美しいまちづくり推進施策の基本的事項を定めた条例。 ・県民や市町の取組に対する支援が中心であり、規制的な事項は含まない。	政策調整局 都心整備室
平成 15	4	「美しいまちづくり推進事業」	◎具体的な景観推進施策の運用開始 市町村や住民等による美しいまちづくりを支援する施策と、公共事業の施行者として県が主体的に取り組む施策で構成する「美しいまちづくり推進事業」を立ち上げ、平成22年度までの成果発現を目指して運用を開始	政策調整局 都心整備室
	9	「長崎県美しいまちづくり推進計画」策定、公表	美しいまちづくりの目標や推進施策の運用方針を示すマスタープラン 1. 施策の目標 (1)美しいまちづくりの定義 「市街地や集落の個性的で魅力ある景観を保全・創造する活動」	政策調整局 都心整備室

年度	月	内容	詳細	担当部局
	—		<p>(2)美しいまちづくりの基本理念 「豊かな地域資源を活かした、協働・共創による美しいまちづくり」</p> <p>(3)美しいまちづくりの基本方針</p> <p>①地形的な特異性や自然の恵みとの調和を図る ②地域固有の歴史と文化を活かし、創造的に未来へ継承する ③地域独自の生業を活かし、産業景観の保全を図る ④住民と行政が役割を分担し、協働・共創の取組みを進める ⑤必要性と実効性の高い箇所に施策運用を重点化する</p> <p>2. 施策の体系</p> <p>(1)美しいまちづくり重点支援地区制度 (2)美しいまちづくり住民協定支援制度 (3)まちづくり景観資産・登録保全制度 (4)県営公共事業等デザイン評価制度 (5)広告景観モデル地区支援制度 (6)屋外広告物集合化支援制度 (7)美しいまちづくりアドバイザー派遣制度</p>	政策調整局 都心整備室
平成 18	—	「にぎわい・やすらぎのまちづくり推進事業」	<p>1. 目的 合併市町等が行う地域特性を活かした新しいまちづくりに対し、地区を重点化しながら、景観・都市計画・市街地活性化・交通・環境・福祉など幅広い視点から組織横断的に支援することにより、にぎわいとやすらぎのある地域環境を創出し定住人口の促進や交流人口の拡大に寄与する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)まちづくり協働プランの策定 県内10地区の「モデル地区」を設定し、各地区ごとに住民代表、専門家、行政により構成される「まちづくり研究会」を設置。ワークショップ等を通じてまちの資源や課題を抽出し、まちの将来像やその実現に向けた「まちづくり協働プラン」を策定。</p> <p>(2)「県にぎわい・やすらぎのまちづくり支援会議」 県庁内にまちづくり関係課で構成する支援会議を設置し、モデル地区の協働プラン策定作業やその事業化について必要な助言・情報提供・事業の連携等を行う。</p>	土木部 景観まちづくり室
平成 19	—	「景観法活用支援」	<p>従来の美しいまちづくりの取組に加え、景観法に基づき、地域特性に応じた景観に配慮したまちづくりを進めるため、「景観行政団体」への移行に取り組む市町を支援。</p> <p>○景観行政研究会の開催 開催状況：平成19年度5回開催 (研究会参加者：17市町延べ45名)</p> <p>目的)市町職員の景観に関する意識の高揚と専門知識の習得を図ることにより、市町の景観行政団体への円滑な移行に資するために長崎県景観行政研究会を設置。</p> <p>内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観専門家等による景観の意義や景観形成の考え方等の講演 ・先進自治体担当者等による事例紹介 ・市町職員による演習発表(わがまちの景観計画) 	土木部 景観まちづくり室
	3	「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」制定(H20.4施行)	<p>地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置、その他環境の保全のために必要な事項を定めた条例。</p> <p>景観に配慮する下記事項を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置における配慮 ・自動販売機設置届出地区 ・届出地区における設置基準 	環境部 未来環境推進課

年度	月	内容	詳細	担当部局
平成 20	—	「景観法活用支援」	<p>○市町景観計画策定支援</p> <p>世界遺産関連市町の景観計画及び景観条例の早期制定を支援するため、市町における景観計画策定の進捗状況の情報交換や景観計画策定各段階において抱える問題点等の解決に資するアドバイスや協議の場、及び先進事例等の研究、更に、景観法活用に資するための景観計画策定マニュアルの作成を行った。</p> <p>(1)景観連絡協議会（世界遺産関連）の開催 計4回 (2)景観計画策定マニュアル（標準型）（平成20年9月作成） (3)景観計画策定マニュアル「地域らしさ」ケーススタディ編（平成21年3月作成）</p>	土木部 景観まちづくり室
平成 21	—	「自動販売機修景事業補助」	<p>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく自動販売機設置届出地区の快適で美しい環境の確保のため、自動販売機の修景（形態・意匠・色彩を周辺の景観と調和させること）を行う場合に、経費の一部を補助。</p> <p>・補助金利用台数 17台（地区内修景実施台数30台）</p>	環境部 未来環境推進課
	3	「長崎県美しいまちづくりビジョン」	<p>従来の美しいまちづくり事業が平成22年度で終期を迎えるため、これまでの取組の課題等を整理し、今後の県の景観行政の方向性についての有識者等からの提言をうけたもの。</p> <p>○景観施策検討部会の開催 開催状況：平成21年度4回開催 （部会委員：有識者等6名）</p>	土木部 都市計画課

資料2 県民アンケート調査結果の概要について

【調査概要】

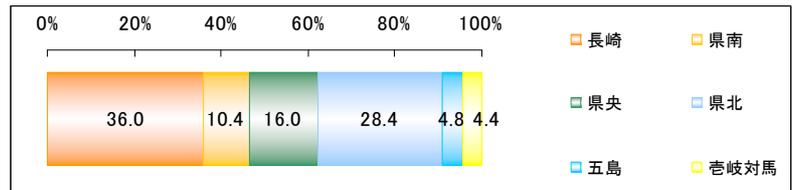
○調査名：『長崎県の「景観」に関するアンケート』

○調査期間：平成22年8月～9月

【対象者の属性】

○地域

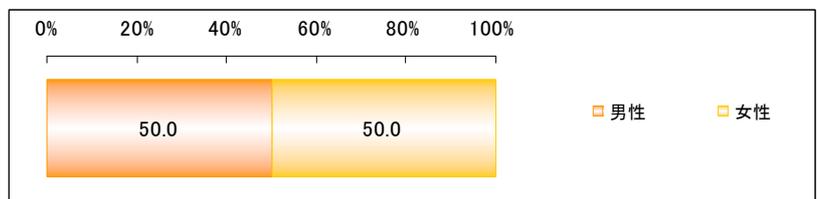
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
長崎	180	36.0
県南	52	10.4
県央	80	16.0
県北	142	28.4
五島	24	4.8
壱岐・対馬	22	4.4



地域	市町名
長崎	長崎、時津、長与
県南	雲仙、島原、南島原
県央	諫早、大村
県北	その他全部
五島	五島、新上五島、小値賀
壱岐・対馬	壱岐、対馬

○性別

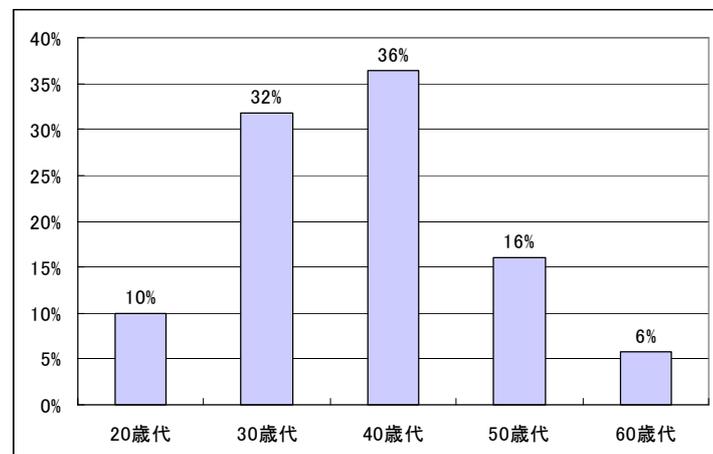
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
男性	250	50.0
女性	250	50.0



○年齢

	年齢(歳)
平均値	42.03
最年少	20.00
最高齢	68.00

年齢区分	回答数	比率(%)
20歳代	50	10%
30歳代	159	32%
40歳代	182	36%
50歳代	80	16%
60歳代	29	6%
	500	100%



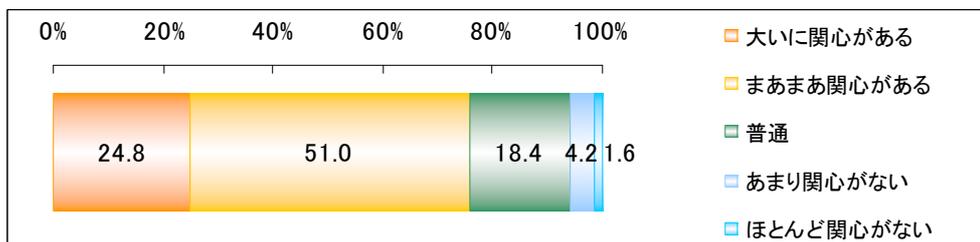
【結果の集計及び分析】

① あなたの「景観」への意識についてお伺いします。

＜問①－１＞あなたは景観（風景、景色、ながめ、まちなみ など）に関心がありますか？（１つ選択）

<input type="checkbox"/> 大いに関心がある	<input type="checkbox"/> まあまあ関心がある	<input type="checkbox"/> 普通
<input type="checkbox"/> あまり関心がない	<input type="checkbox"/> ほとんど関心がない	

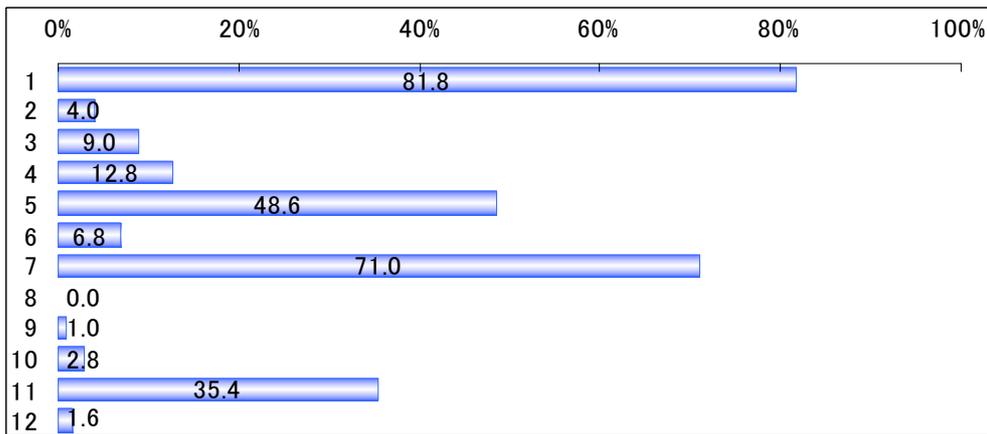
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
大いに関心がある	124	24.8
まあまあ関心がある	255	51.0
普通	92	18.4
あまり関心がない	21	4.2
ほとんど関心がない	8	1.6



＜問①－２＞あなたにとって、長崎県を代表する、長崎県ならではの景観のイメージは何か？長崎県に合う景観のイメージを選択肢の中から選んでください。（３つまで選択）

<input type="checkbox"/> 海岸線や海に浮かぶ島々 <input type="checkbox"/> 河川や滝・石橋などの水辺 <input type="checkbox"/> 活火山をはじめとする多様な山岳の風景 <input type="checkbox"/> 棚田、段々畑や田園などの農山村の風景 <input type="checkbox"/> 港の風景 <input type="checkbox"/> 武家屋敷、陶芸のまちなみなど、伝統的なまちなみ <input type="checkbox"/> 教会、西洋建築など歴史的な建造物が見える風景 <input type="checkbox"/> 商業ビルやマンションなどの近代的な建物が建ち並ぶ都市の風景 <input type="checkbox"/> 橋・道路・駅前広場などが整備されたまちなみ <input type="checkbox"/> 公園や広場など緑豊かなまちなみの風景 <input type="checkbox"/> お祭りなどの地域行事や伝統行事で賑わう風景 <input type="checkbox"/> その他（ ）

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 海岸線や海に浮かぶ島々	409	81.8
2. 河川や滝・石橋などの水辺	20	4.0
3. 活火山をはじめとする多様な山岳の風景	45	9.0
4. 棚田、段々畑や田園などの農山村の風景	64	12.8
5. 港の風景	243	48.6
6. 武家屋敷、陶芸のまちなみなど、伝統的なまちなみ	34	6.8
7. 教会、西洋建築など歴史的な建造物が見える風景	355	71.0
8. 商業ビルやマンションなどの近代的な建物が建ち並ぶ都市の風景	0	0.0
9. 橋・道路・駅前広場などが整備されたまちなみ	5	1.0
10. 公園や広場など緑豊かなまちなみの風景	14	2.8
11. お祭りなどの地域行事や伝統行事で賑わう風景	177	35.4
12. その他（ ）	8	1.6



<問①-3>あなたが将来に残したい長崎の景観はなんですか？3つまで記入してください。

()
 ()
 ()
 記入例 (旧外人居留地のまちなみ)
 (雲仙岳への眺望)
 ※具体的な場所がわかるように記入してください。

	回答数	比率
1	305	23.4%
2	114	8.7%
3	10	0.8%
4	28	2.1%
5	334	25.6%
6	74	5.7%
7	57	4.4%
8	61	4.7%
9	291	22.3%
10	31	2.4%
合 計		1,305 100.0%

全体として、長崎を代表する美しい海と多くの島々、歴史的な景観、都市的な景観が多くなっている。自然的な景観の中では、特に九十九島などを挙げている人が多く、「歴史的景観1」では教会群を挙げている人が多い。都市的景観では稲佐山などからの港の景観を挙げている人が多い。

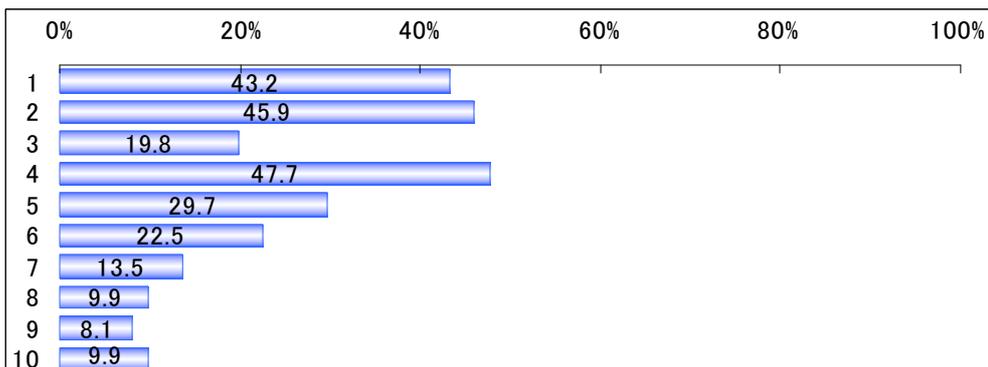
<問①-6> <問①-4>で「悪くなった」と答えた理由は何ですか？

(3つまで選択)

- 公共事業で市街地や農山村(人工的な道路、河川、水路など)が整備されたため
- 眺望を遮る大きな建物、工作物(商業施設、マンション、鉄塔など)が増えたため
- 昔からの家が建て替わり昔ながらのまちなみが減ったため
- 空き家・空き店舗・廃屋などが増えたため
- 開発などにより自然の緑が少なくなったため
- 畑や山林が管理されなくなり、農地や山林が荒廃したため
- 看板などの広告物が増えたため
- 史跡、文化財、伝統的な建造物などが大切にされていないため
- 放置された土石、廃棄物などの堆積物が増えたため
- その他()

次は<問②-1>へ進んでください。

	回答数	比率(%)
全体	111	100.0
1. 公共事業で市街地や農山村(人工的な道路、河川、水路など)が整備されたため	48	43.2
2. 眺望を遮る大きな建物、工作物(商業施設、マンション、鉄塔など)が増えたため	51	45.9
3. 昔からの家が建て替わり昔ながらのまちなみが減ったため	22	19.8
4. 空き家・空き店舗・廃屋などが増えたため	53	47.7
5. 開発などにより自然の緑が少なくなったため	33	29.7
6. 畑や山林が管理されなくなり、農地や山林が荒廃したため	25	22.5
7. 看板などの広告物が増えたため	15	13.5
8. 史跡、文化財、伝統的な建造物などが大切にされていないため	11	9.9
9. 放置された土石、廃棄物などの堆積物が増えたため	9	8.1
10. その他()	11	9.9

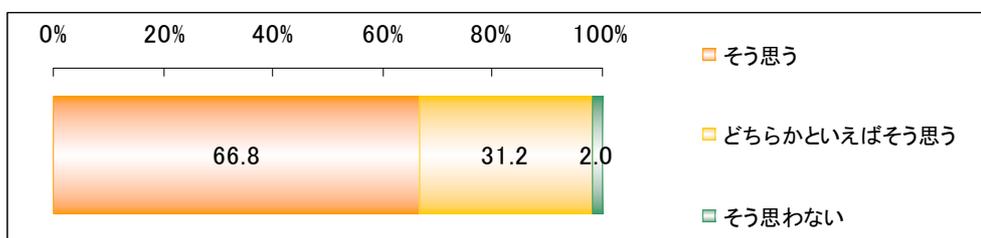


② あなたの「景観づくり」への意識についてお伺いします。

<問②-1>あなたは長崎県の美しい景観を将来的に守り、育てていく必要があると思いますか？(1つ選択)

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- そう思わない

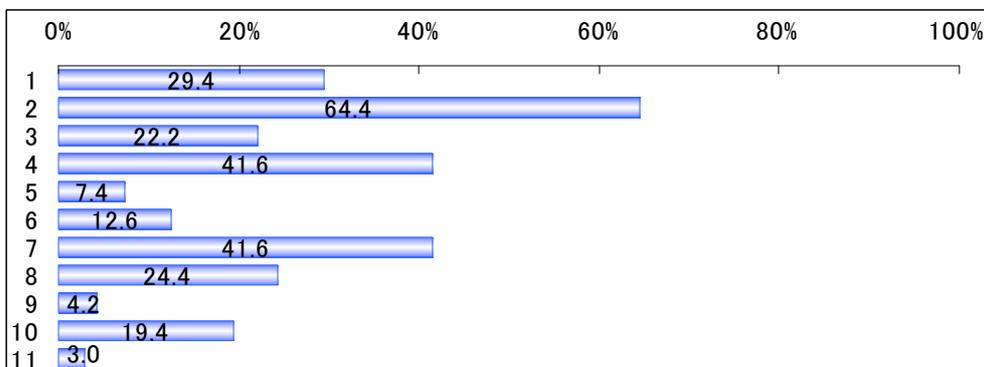
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
そう思う	334	66.8
どちらかといえばそう思う	156	31.2
そう思わない	10	2.0



<問②- 2 >あなたは、景観を守り育てるためにはどのような取組が必要だと思いますか？（3つまで選択）

- 田畑や山林を管理して自然景観を保全する。
- 史跡、文化財、伝統的な建造物などを保全する
- 棚田や段々畑の石垣、農山漁村のたたずまいなど、昔ながらの特徴ある景観を保全する
- 地域の清掃美化など、住んでいる地域をより快適にする
- 建物や工作物などの高さを統一する
- 建物や工作物などの色彩やデザインを統一する
- 港周辺・駅周辺や道路などの公共施設整備における景観配慮
- 街路樹や公園・広場などまちなかの緑を整備する
- 景観づくりに関する講演会や講習会などによる啓発等
- 景観づくりに対する住民の活動を支援する
- その他（ ）

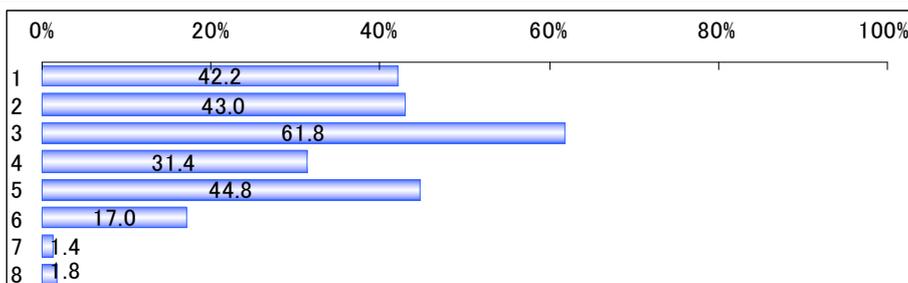
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 田畑や山林を管理して自然景観を保全する	147	29.4
2. 史跡、文化財、伝統的な建造物などを保全する	322	64.4
3. 棚田や段々畑の石垣、農山漁村のたたずまいなど、昔ながらの特徴ある景観を保全する	111	22.2
4. 地域の清掃美化など、住んでいる地域をより快適にする	208	41.6
5. 建物や工作物などの高さを統一する	37	7.4
6. 建物や工作物などの色彩やデザインを統一する	63	12.6
7. 港周辺・駅周辺や道路などの公共施設整備における景観配慮	208	41.6
8. 街路樹や公園・広場などまちなかの緑を整備する	122	24.4
9. 景観づくりに関する講演会や講習会などによる啓発等	21	4.2
10. 景観づくりに対する住民の活動を支援する	97	19.4
11. その他()	15	3.0



＜問②－４＞景観づくりに取り組むといろいろな面で効果があります。あなたにとって景観づくりで期待される効果は何ですか？（３つまで選択）

- 住み心地の良さが向上する
- 個性的な自然景観や歴史的景観などが保全、創出される
- 地域の魅力（イメージ）向上により、観光客増加等の産業振興につながる
- 景観づくりの活動を通じて住民の連携が図られ、地域が活性化する
- 地域資源の再発見などで、地元への愛着や誇りが増す
- UJIターンなどによる定住人口の増加につながる
- その他（ ）
- 特に効果はない

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 住み心地の良さが向上する	211	42.2
2. 個性的な自然景観や歴史的景観などが保全、創出される	215	43.0
3. 地域の魅力(イメージ)向上により、観光客増加等の産業振興につながる	309	61.8
4. 景観づくりの活動を通じて住民の連携が図られ、地域が活性化する	157	31.4
5. 地域資源の再発見などで、地元への愛着や誇りが増す	224	44.8
6. UJIターンなどによる定住人口の増加につながる	85	17.0
7. その他()	7	1.4
8. 特に効果はない	9	1.8

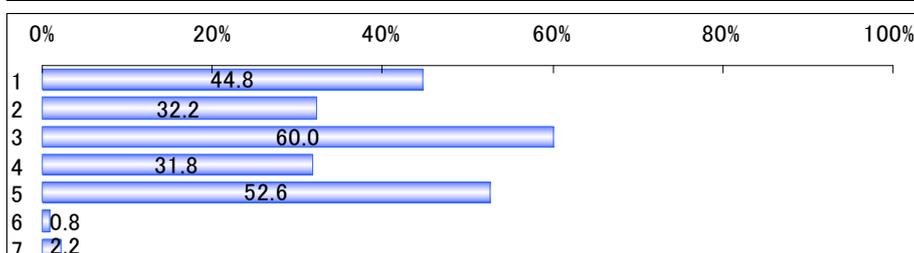


③ 「景観づくり」を行う主体の役割についてお伺いします。

＜問③－１＞景観づくりで「住民にできること」は何だと思えますか？（３つまで選択）

- 自宅の色やデザインに配慮したり、庭先などをきれいにすること
- 田畑・山林などを適切に管理すること
- 地域の清掃美化活動や景観づくりを行う団体などへの参加あるいは支援を行うこと
- 事業者や行政に協力・連携を働きかけること
- 自分で住んでいる地域のことをよく知り、景観に関する学習やルールづくりを行うこと
- その他（ ）
- できることはない

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 自宅の色やデザインに配慮したり、庭先などをきれいにすること	224	44.8
2. 田畑・山林などを適切に管理すること	161	32.2
3. 地域の清掃美化活動や景観づくりを行う団体などへの参加あるいは支援を行うこと	300	60.0
4. 事業者や行政に協力・連携を働きかけること	159	31.8
5. 自分で住んでいる地域のことをよく知り、景観に関する学習やルールづくりを行うこと	263	52.6
6. その他()	4	0.8
7. できることはない	11	2.2

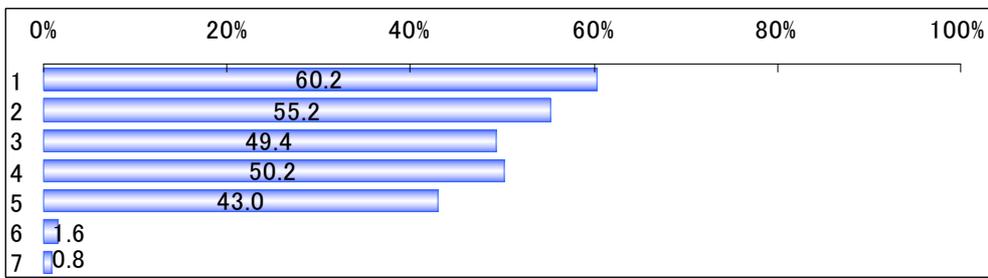


<問③-2> 景観づくりで「事業者ができること」は何だと思いますか？

(3つまで選択)

- 店舗・事業所の色やデザインを地域と調和するように配慮すること
- 広告・看板の色・デザイン・大きさなどに配慮すること
- 店舗・事業所の周辺などをきれいにすること
- 地域の景観まちづくり活動への参加・協力、行政を巻き込んだ組織との連携
- 清掃活動など地域活動に参加したり、支援したりすること
- その他 ()
- できることはない

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 店舗・事業所の色やデザインを地域と調和するように配慮すること	301	60.2
2. 広告・看板の色・デザイン・大きさなどに配慮すること	276	55.2
3. 店舗・事業所の周辺などをきれいにすること	247	49.4
4. 地域の景観まちづくり活動への参加・協力、行政を巻き込んだ組織との連携	251	50.2
5. 清掃活動など地域活動に参加したり、支援したりすること	215	43.0
6. その他 ()	8	1.6
7. できることはない	4	0.8

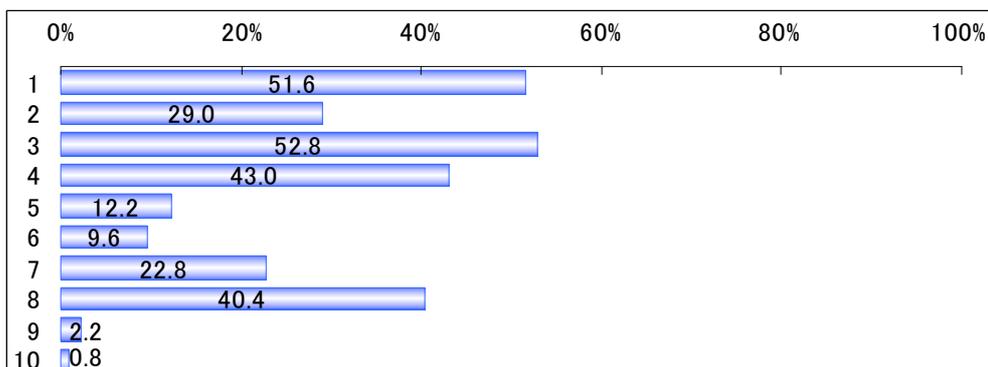


＜問③－３＞景観づくりで「行政が関わるべきこと」は何だと思えますか？

(3つまで選択)

- 景観づくりの目標や基本方針、ルール(規制)などを示し、説明・指導すること
- 公共施設の色やデザインに配慮すること
- 景観上価値のある歴史的な建造物やシンボリックな樹木などの保全を支援すること
- 住民、事業者等の景観まちづくりの取組を支援(助成事業など)すること
- 景観に関する専門家派遣や人材育成
- 優れた景観や景観づくりの活動等を表彰すること
- 景観づくりに関する住民や事業者への普及・啓発活動を行うこと
- 住民と行政等が連携して景観づくりが行えるような体制やしきみを整えること
- その他()
- 行政は関わる必要はない

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 景観づくりの目標や基本方針、ルール(規制)などを示し、説明・指導すること	258	51.6
2. 公共施設の色やデザインに配慮すること	145	29.0
3. 景観上価値のある歴史的な建造物やシンボリックな樹木などの保全を支援すること	264	52.8
4. 住民、事業者等の景観まちづくりの取組を支援(助成事業など)すること	215	43.0
5. 景観に関する専門家派遣や人材育成	61	12.2
6. 優れた景観や景観づくりの活動等を表彰すること	48	9.6
7. 景観づくりに関する住民や事業者への普及・啓発活動を行うこと	114	22.8
8. 住民と行政等が連携して景観づくりが行えるような体制やしきみを整えること	202	40.4
9. その他()	11	2.2
10. 行政は関わる必要はない	4	0.8



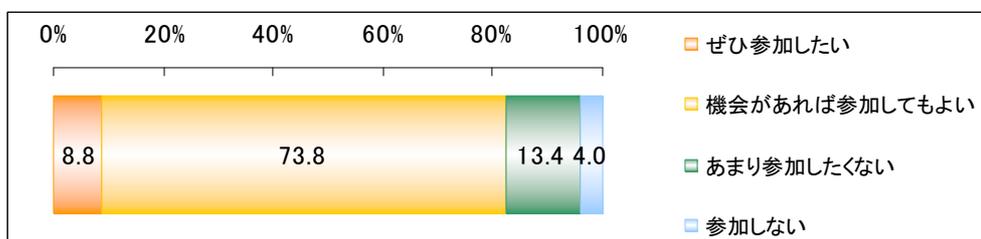
④ あなたの「景観づくり」への関わりについてお伺いします。

＜問④－１＞あなたは「景観づくり」の取組に参加したいと思いますか？

(1つ選択)

- ぜひ参加したい＜問④－２へ＞
- 機会があれば参加してもよい＜問④－２へ＞
- あまり参加したくない＜問④－３へ＞
- 参加しない＜問④－３へ＞

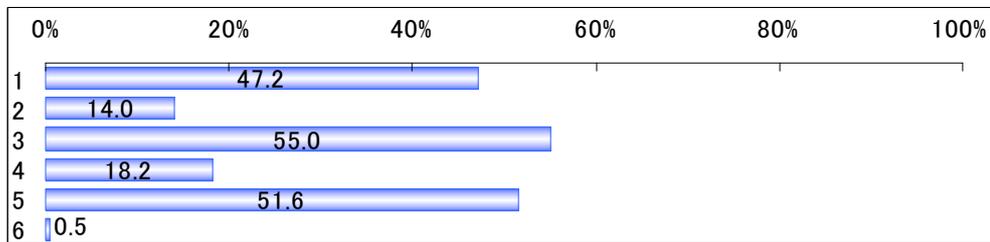
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
ぜひ参加したい	44	8.8
機会があれば参加してもよい	369	73.8
あまり参加したくない	67	13.4
参加しない	20	4.0



<問④-2>あなたは「景観づくり」へどのように関わりたいと思いますか？（3つまで選択）

- 自宅の色やデザインに配慮したり、庭先などをきれいにすること
- 田畑・山林などを適切に管理すること
- 地域の清掃美化活動や景観づくりを行う団体などへの参加あるいは支援を行うこと
- 事業者や行政に協力・連携を働きかけること
- 自分で住んでいる地域のことをよく知り、景観に関する学習やルールづくりを行うこと
- その他（ ）

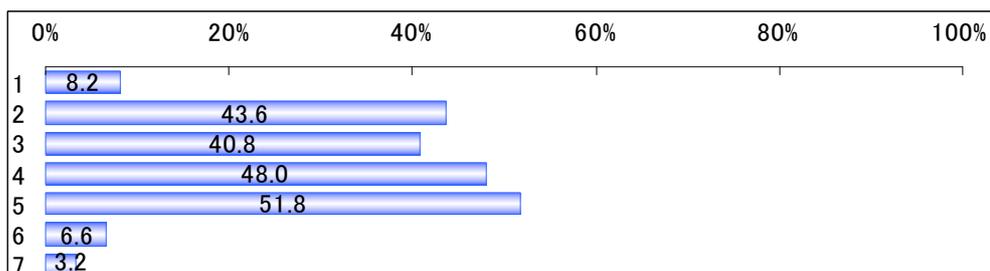
	回答数	比率(%)
全体	413	100.0
1. 自宅の色やデザインに配慮したり、庭先などをきれいにすること	195	47.2
2. 田畑・山林などを適切に管理すること	58	14.0
3. 地域の清掃美化活動や景観づくりを行う団体などへの参加あるいは支援を行うこと	227	55.0
4. 事業者や行政に協力・連携を働きかけること	75	18.2
5. 自分で住んでいる地域のことをよく知り、景観に関する学習やルールづくりを行うこと	213	51.6
6. その他（ ）	2	0.5



<問④-3>あなたが「景観づくり」の取組に参加する上で「問題になる、課題になる」ことがあるとしたら、どのようなことでしょうか？（3つまで選択）

- 景観づくりとは何か分からない、知らない
- どうやって景観づくりを始めたらいいか分からない
- 景観づくりについて相談する人、窓口が分からない
- 景観づくりに参加する機会が提供されていない
- 住民、事業者、行政の連携が取れていない
- 景観づくりに興味・関心がない
- その他（ ）

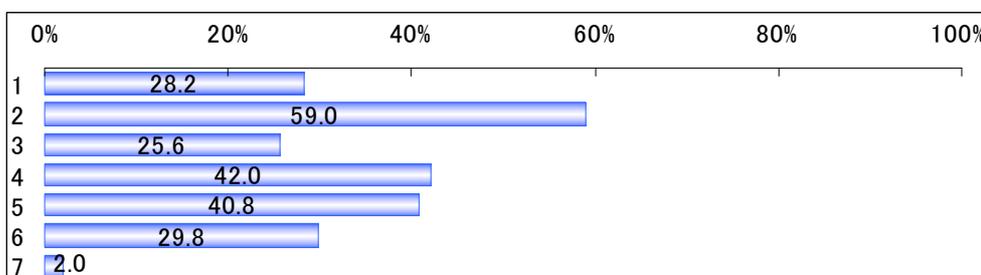
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 景観づくりとは何か分からない、知らない	41	8.2
2. どうやって景観づくりを始めたらいいか分からない	218	43.6
3. 景観づくりについて相談する人、窓口が分からない	204	40.8
4. 景観づくりに参加する機会が提供されていない	240	48.0
5. 住民、事業者、行政の連携が取れていない	259	51.8
6. 景観づくりに興味・関心がない	33	6.6
7. その他（ ）	16	3.2



＜問④－４＞あなたが「景観づくり」に参加するために、どのような支援策があればよい
 と思いますか？（３つまで選択）

- 講演会や講習会等の景観づくりに関する学習の場があること
- 景観づくりを進めるための体制やしきみがあること
- 景観づくりの専門家派遣や人材育成への支援があること
- 景観づくりに関する情報の提供や活動団体相互の情報交換の場があること
- 地域の景観づくりの活動費等への支援があること
- 公共事業（道路や公園など）の整備に際して住民参加の機会があること
- その他（ ）

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 講演会や講習会等の景観づくりに関する学習の場があること	141	28.2
2. 景観づくりを進めるための体制やしきみがあること	295	59.0
3. 景観づくりの専門家派遣や人材育成への支援があること	128	25.6
4. 景観づくりに関する情報の提供や活動団体相互の情報交換の場があること	210	42.0
5. 地域の景観づくりの活動費等への支援があること	204	40.8
6. 公共事業（道路や公園など）の整備に際して住民参加の機会があること	149	29.8
7. その他（ ）	10	2.0



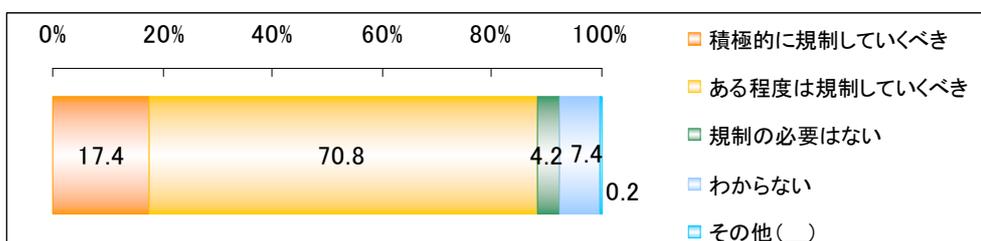
⑤ 「屋外広告物」※についてお伺いします。

※注：「屋外広告物」とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕、アドバルーンなどを指します。

＜問⑤－１＞あなたは「屋外広告物」のルール（規制）についてどのように思いますか？
 （１つ選択）

- 積極的に規制していくべき
- ある程度は規制していくべき
- 規制の必要はない
- わからない
- その他（ ）

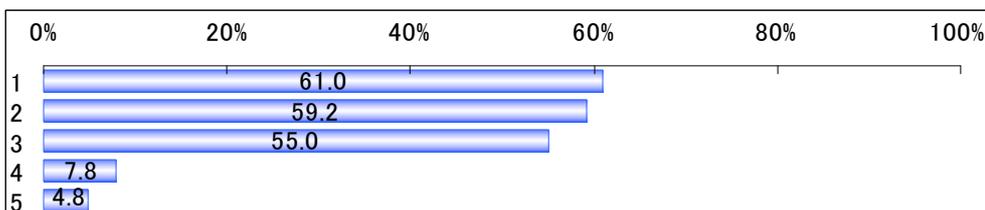
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 積極的に規制していくべき	87	17.4
2. ある程度は規制していくべき	354	70.8
3. 規制の必要はない	21	4.2
4. わからない	37	7.4
5. その他（ ）	1	0.2



<問⑤-2> 「屋外広告物」の規制を行う場合、どのような内容が望ましいと思いますか？（3つまで選択）

- 広告物の高さや幅、面積を制限すべきである
 派手な色など、目立つ色彩を制限すべきである
 ネオンや光の点滅などを制限すべきである
 看板のデザインを統一すべきである
 その他（ ）

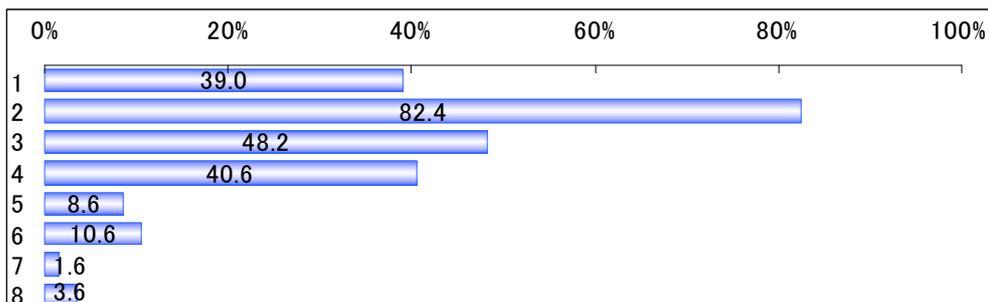
	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 広告物の高さや幅、面積を制限すべきである	305	61.0
2. 派手な色など、目立つ色彩を制限すべきである	296	59.2
3. ネオンや光の点滅などを制限すべきである	275	55.0
4. 看板のデザインを統一すべきである	39	7.8
5. その他（ ）	24	4.8



<問⑤-3> 「屋外広告物」の規制を行う場合、どのような場所を対象に規制を行うことが望ましいと思いますか？（3つまで選択）

- 良好な環境が保たれている住宅地
 史跡、文化財、伝統的な建造物などの周辺
 田園地域や良好な自然環境が保たれている山林・海岸部
 教育施設・文化施設・病院などの主要な施設の周辺
 鉄道の沿線や高速道路・幹線道路の沿道、空港周辺
 鉄道駅周辺や繁華街などの主要な商業地
 その他（ ）
 上記にかかわらず一律の規制を行うべき

	回答数	比率(%)
全体	500	100.0
1. 良好な環境が保たれている住宅地	195	39.0
2. 史跡、文化財、伝統的な建造物などの周辺	412	82.4
3. 田園地域や良好な自然環境が保たれている山林・海岸部	241	48.2
4. 教育施設・文化施設・病院などの主要な施設の周辺	203	40.6
5. 鉄道の沿線や高速道路・幹線道路の沿道、空港周辺	43	8.6
6. 鉄道駅周辺や繁華街などの主要な商業地	53	10.6
7. その他（ ）	8	1.6
8. 上記にかかわらず一律の規制を行うべき	18	3.6



⑦ 長崎県の景観や景観づくりに関する自由意見

項目	主な意見の内容	回答数	比率(%)
行政の取組み方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観づくりの活動には費用がかかるので行政の助成が必要。 ・ 景観だけが良くなっても産業は発展しない。自然や文化遺産を保護しながら、住民の生活を豊かにするような施策を考えるべき。 ・ 素晴らしい景観を広く知ってもらうことが大切。メジャーなものだけでなく隠れスポットなどを紹介すべき。 ・ 住民の意見を聴く場を作って欲しい。 	128	25.6
景観全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都会的な景観づくりを目指しつつ、長崎らしさを残していくことが重要。 ・ 長崎市中心部だけでなく、県内のどこへ行っても、その土地の特色ある景観づくりに取り組んでほしい。 ・ まず自分の地域、家の周りから、清掃等を積極的にやっていきたい。 ・ 海、山、街など、隣接した地域から地域を一連のテーマでつないでいく。 ・ 10年前に比べると、スポット的に景観はよくなったように思えるが、田舎の景観がだんだん崩れていっているのが不満だ。 	82	16.4
市街地の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古くからのまちに、近年マンションなどが建ち、以前とは景観が変わってきている。新しい建物はまちの景観に合わせたデザインが好ましい。 ・ 繁華街にパチンコ店などが増えて景観が悪くなっていると思う。 ・ 観光地などでゴミのポイ捨てが不快だ。観光地長崎として恥ずかしくないように、ゴミ収集場所などの環境整備が必要。 ・ 建物の高さ制限を実施する場合は、一律に規制するのではなく、ゾーン毎など地域の特性に合わせた規制を行うべき。 	80	16.0
歴史的な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異国情緒や歴史を意識して、やみくもな都市化は避けた方がよい。 ・ レトロな部分は残しつつ、新しいものも置いて行かないと飽きられてしまう。 ・ 西洋・中国・昔ながらの日本というように、いろいろな文化が残っている地域なので、それを大切に活かすべきだ。 	42	8.4
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートで固めた河川は嫌い。 ・ 機械的で無機質な感じがする道路や河川、周りの景観にあっていない道路や河川が見受けられるので、もう少し配慮すべき。 ・ 交通利便性も重要だが、環境や自然の景観を失うことも配慮して整備をして欲しい。 	36	7.2
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の保全など、まず今あるものを守ることを第一に考えるべき。 ・ 他県にはない長崎独自の地形を活かした景観づくりをやってもらいたい。 ・ 長崎の特徴的な景観で、特に高い場所から見た風景でその美しさがわかる。観光振興にもつながるので、ぜひ残していかなければならない景観だと思う。 ・ 離島が多いので、その点を考慮した景観づくりや地域振興を促進して欲しい。 	36	7.2
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎の玄関口である長崎駅や空港周辺では景観を重視して、広告を規制した方がよい。 ・ 地域での清掃活動や啓発を活発にしていけるべきだ。 ・ 過疎化が進む中で地域の魅力を少しでも高めて、観光産業などにつなげていくために、景観づくりは重要になってくると思う。 ・ 大人が先頭に立って、子どもたちに景観づくりの教育をもっとしていくべきだ。 	54	10.8
無回答・特になし	—	42	8.4
合 計		500	100.0

資料3 市町アンケート結果からの課題について

1 景観施策への取組姿勢は2側面がある

・景観全般については（幾多の課題があるとしても）「積極的に取り組んでいく」とする市町が多い。一方でその必要性が認識されていない市町もある。



・県としては、積極的な市町と消極的な市町への2側面の対応が課題。

2 美しいまちづくり推進事業は基本的には継続が望まれている

・美しいまちづくり推進事業は、施策によって活用の程度にばらつきがあるものの、基本的には事業全体の継続が望まれている。現状では景観資産登録制度、アドバイザー派遣制度、重点支援地区制度は実態として効果が大きいとされた。



・基本的に主な施策を継続し、さらに発展させるための検討が課題。

3 景観施策の理念的な目標として定住や観光などが視野に入れられている

・美しいまちづくり推進事業の最終的な目標とされる定住人口や交流人口の増加については評価されており、長期の取組が必要であるという共通認識がわかった。



・景観行政の方向性として、景観の背景となる社会のあり方を視野に入れて検討することが課題。

4 景観法への対応姿勢には2側面がある

・景観法の活用については、景観行政に取り組んでいる市町では積極的な姿勢がみられた。一方、未だ取り組んでいない市町では比較的消極的な姿勢が目立つ傾向がある。



・景観法への対応について積極的な市町と消極的な市町への2側面の対応が課題。

5 県に対しては、先導性と市町をつなげる広域性が求められている

・景観法に関連して県に期待される技術支援としては、市町の共通テーブルとしての「情報共有の場」と、「公共事業における景観形成ガイドラインの作成」が強くもとめられている。また、啓発活動、県全体の目指す景観像や共通事項の構築、広域的景観形成の必要性が期待されている。



・県の役割として目標像を示し公共施設景観ガイドラインなどを先導することが課題。
・広域的な観点から市町を繋げる、また広域的な景観形成を進めることが課題。

6 県に対しては、財政支援が求められている

・景観法に関連して県に期待される財政支援としては、景観計画の策定とその景観計画に基づく事業に対する補助が期待されている。



・県の役割として市町への財政支援を継続発展させることが課題。